

ルーマニア投資ガイドブック 2024

2024年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部

ブカレスト事務所

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

目次

第1章 概要	1
1.1. ルーマニアの概要	1
1.2. 近年の歴史	2
1.3. 経済概況	3
1.4. 政治・法的環境	3
1.5. 投資環境と今後の見通し	4
第2章 投資に対するインセンティブ	7
2.1. 税額控除の仕組み	7
2.2. 国家補助制度	9
2.3. その他の助成金、EU 基金、企業向け政府助成金	13
2.4. 投資促進機関	15
第3章 事業基盤の確立	16
3.1. ルーマニアで事業を行うための法的枠組み	16
3.2. ルーマニアの事業形態	17
3.3. 商業法	21
3.4. 事業参入	21
A) 新規法人の設立と登記	21
B) 既存事業への参入	22
3.5. 合併・買収	23
3.6. 事業撤退	24
A) 事業からの意図的撤退	24
B) 破産、倒産、強制清算などの強制撤退	25
第4章 就労許可及び滞在許可	27
4.1. 査証／在留資格／労働許可／滞在許可	27
4.2. 移民審査の段階と所要時間	27
A) ルーマニア法人における就業の場合	27
B) EU 外の企業からの異動者または ICT の場合	28
C) EU 企業からの異動者の場合	29
4.3. 就労許可または滞在許可の更新または変更	29
4.4. 異動者の納税登録	30
第5章 会計と監査	31
5.1. 会計及び財務報告	31

5.2. 連結財務諸表.....	32
5.3. 連結財務諸表の作成	33
5.4. 主な簿記と文書提出をめぐる要件.....	33
5.5. その他の年次財務諸表の提出について.....	34
5.6. 監査	35
第6章 税制	36
6.1. 税率の概要	36
6.2. 法人税制	37
6.3. 源泉徴収税と税務報告	48
6.4. 個人所得税	52
6.5. 社会保障税	57
6.6. 付加価値税（VAT）	59
6.7. その他の税金.....	80
A) 関税.....	80
B) 物品税	82
C) 地方税	83
D) 印紙税.....	84
6.8. コンプライアンス違反の罰金、科料	85
第7章 人事・労務.....	86
7.1. ルーマニアの労働市場	86
7.2. 労働契約／雇用契約.....	86
7.3. 労働条件.....	88
7.4. 給与と給与体系	89
7.5. 休暇制度と社会福祉制度	89
7.6. 社会保障費の仕組み.....	90
7.7. 退職／解雇	91
第8章 商標及び知的財産制度.....	92
8.1. 知的財産権および工業所有権	92
8.2. 商標と原産地表示	92
8.3. 意匠	94
8.4. 特許	95
8.5. 著作権.....	96

第1章 概要

1.1. ルーマニアの概要

➤ 地理

ルーマニアは南東欧、バルカン半島の北部に位置し、面積は EU 加盟国中 8 番目で約 23 万 4,270 平方キロメートルある。北はウクライナ、北東はモルドバ、南はブルガリア、南西はセルビア、西はハンガリーの 5 カ国と国境を接している。さらに、南東部の国境は黒海まで伸びている。

国土は大きく 3 つの地域に分けられる。中央～北西部は、カルパチア山脈により区切られトランシルバニア、クリシュアナ、バナトからなる。南部はドナウ川が南境を形成するワラキア平原、東部はモルドビア平原からなる。

地形は 3 分の 1 が山地、3 分の 1 が森林で、残りは丘陵と平野である。気候は、夏が暑く冬が寒い欧州大陸性温暖気候で、多様な景観を持ち観光資源に恵まれている。欧州で二番目に長いドナウ川が黒海に流れ込む三角州（ドナウデルタ）の景観は、欧州で二番目に保存状態が良いと言われている。

首都は最大都市ブカレストで、人口は約 216 万人（2023 年）¹。その他の主要都市にはヤシ、クルージュ・ナポカ、ティミショアラ、コンスタンツァ、クライオバ、ガラティ、ブラショフなどがある。ルーマニアは歴史的な交易路の交差点にあり、大規模インフラが完成すれば地理的にも戦略的な位置にあると言える。黒海沿岸で最大級の港であるコンスタンツァ港はライン川・マイン川・ドナウ川運河などの新規航路を通じて北海と結ばれている。

歴史的には東洋と西洋の大国から影響を受け、その多様な文化遺産と地政学的発展に寄与してきた。欧州連合（EU）および北大西洋条約機構（NATO）に加盟し、民主主義、人権、自由市場経済といった西側の原則に沿った外交政策をとり、欧州大西洋（ユーロアトランティック）制度にしつかりと根ざしている。同時に近隣諸国、特にバルカン半島や黒海地域の国々とも緊密な関係を保ち、地域の協力と安定を推進している。

黒海沿岸は地政学的にも戦略的な重要性を持ち、エネルギー資源へのアクセスを可能とし、東欧や中央アジアへのゲートウェイとしての役割を果たしている。さらに、ルーマニアは三海域イニシアチブなどに参加し、地域の安全保障協力を積極的に関与している。より広範な欧州の文脈の中で、安定と繁栄を促進するというコミットメントを示している。

天然資源開発（主に石油とガス）でも長い歴史があり、第二次世界大戦までは世界最大の産油国

¹ ルーマニア統計局 - 2023年1月1日現在のデータ、 <https://bucuresti.insse.ro/populatia/>

の 1 つであり、現在も世界ランク 51 位²だ。黒海は、洋上風力発電（底面固定式および浮体式）および局所的な波力発電のポテンシャルが高い。石油資源のほか、アプセニ山脈の金や銀を含む金属、広葉樹と針葉樹の両方を産出する森林、肥沃な農地、家畜を飼育するための牧草地、水力発電を供給する多くの河川、港湾やリゾートのある黒海沿岸など、豊富な資源を有する。

▶ 人口・言語・宗教

人口は約 1,900 万人で、EU 加盟国の中では 6 番目に大きい³。1989 年の共産主義崩壊や 2007 年の EU 加盟に伴い西欧への移住が増加するなど、同国は長年にわたってさまざまな人口動態の変化を経てきた。なかでも熟練労働者の海外移住は、高齢化や労働人口の減少といった課題をもたらしている。民族は多様でルーマニア人（構成比 83.5%）、ハンガリー人（6.1%）のほか、ロマ人、ドイツ人、ウクライナ人などの少数派もいる。

公用語はルーマニア語で、全国で広く使用されているが、中央部から北西部にかけては一部ハンガリー語やドイツ語も使用されている。なお、憲法上は法廷など特定状況においては母国語の使用が許されている。

人口の約 9 割はルーマニア正教を信仰している。ハンガリー人とシュワベン系ドイツ人はローマ・カトリックを信仰している。トランシルバニア地方では東方正教会（ユニアテ）が盛んだ。

1.2. 近年の歴史

ルーマニアは第二次世界大戦の終戦直後から 1950 年にかけて旧ソ連により占領されたが、その間、1947 年から共産主義経済が導入されている。ルーマニアの天然資源が旧ソ連の国営企業と共に開発されると同時に、工業、農業、財政などが全般にわたり国営化され始めた。

一方、1965 年にニコラエ・チャウシェスクが政権を掌握してからは、ルーマニアは政治経済面で旧ソ連とは距離を置き、自立する方向へ舵を切り替えるようになった。

1977～1981 年にルーマニアの対外債務が大幅に増加し、IMF や世界銀行などによる圧力が強まった。それに対し、ルーマニア政府は国債を完全に返却するための政策に切り替えて 1989 年に完済したが、その一方で国民生活は困窮を極め、経済は疲弊した。

1989 年のルーマニア革命で共産主義政権が崩壊した後、共産党に代わる政党「全国救済前線」が多党政治制度を再導入し、経済の自由化を開始した。国営企業の一部民営化などを進めた結果、共

² Worldometer, Oil Production by Country, <https://www.worldometers.info/oil/oil-production-by-country/>

³ Facts and figures on life in the European Union, Population by country 2023, https://european-union.europa.eu/principles-countries-history/key-facts-and-figures/life-eu_en

産主義時代に力のあった企業の多くは衰退した。

一方、ルーマニア政府は NATO や EU への加盟基準に対応すべく、市場経済への移行をはじめ、経済の近代化や各種改革に取り組んだ。その結果、ルーマニアは 2004 年に NATO、2007 年には EU への加盟を果たした。

1.3. 経済概況

経済は過去 30 年間で著しい成長を遂げ、国内総生産（GDP）は 1990 年以来、約 8 倍に拡大した。首都ブカレストはバルカン半島で最高ランクのスタートアップ・エコシステムを擁する。2020 年に記録された GDP 成長率マイナス 3.7%は、新型コロナウイルス感染拡大の経済的影響による世界的な現象であった。ロックダウン、貿易障壁、その他の制限措置により、ほとんどの分野の経済活動が停止し、ルーマニアを含む世界中の経済が縮小した。にもかかわらず、2021 年に 5.7%、2022 年に 4.6%、2023 年に 2.6%の GDP 成長率の拡大が見られたことは、景気回復の強力な指標である。

GDP 成長率は、2022 年に 14%を超えたインフレ率の大幅な上昇によって促進されたが、2023 年にかけて低下し、2024 年には 4%の水準まで低下すると予測されている。GDP 全体に占めるサービスの割合は 68%、製造業 17%、その他の産業活動 11%、農業 4%である。2021 年の GDP を支出別に見ると、民間消費が 62%、政府消費が 17%、固定投資が 26%、純輸出がマイナス 5%となっている。

1.4. 政治・法的環境

▶ 法制度

政治・法的環境は、共産主義から民主主義への移行と EU への統合を反映している。議会制共和国であるルーマニアは複数政党制を採用しており、大統領と議会の選挙が定期的に行われている。法制度は民法に基づいており、司法の独立性と効率性の確保という課題は残るものの、徐々に EU の基準との調和が図られている。

現行憲法は 1991 年 11 月 21 日に議会で採択された。その後改正され、現在の憲法は 2003 年 10 月 29 日から施行されている。ルーマニア憲法は、複数政党制、自由市場経済、人権保護を保障している。立法権は、下院（代議院）と上院（元老院）からなる二院制の議会にある。議会選挙は 4 年ごとに、大統領選挙は 5 年ごとに行われる。EU の一員であるルーマニアは、欧州議会において 32 議席を保有している。

ルーマニアの大統領は直接投票によって選出され、憲法によって制限された権限を持つ。主な責

務は以下の通り。

- 多数党との協議を経て首相を指名する
- 国会で可決された法律を公布する
- 国家安全保障会議と関連問題について協力する

憲法の下、私有財産はルーマニア国家によって保証され、保護されている。外国人および無国籍者は、ルーマニアの EU 加盟による一定の条件下、またはルーマニアが加盟する国内法およびその他の国際条約により、土地の所有権を取得することができる。

民事、商事、刑事、行政、税務に関するすべての法令規定は国会が制定する。国際条約は国会が批准した場合のみ拘束力を持つ。

1993年にEUとの連合条約に調印して以来、ルーマニアはEUの機関が発行したいくつかの規則を採用している。1994年、ルーマニアは人権および基本的自由の保護に関する欧州条約を批准し、個人請願権を含むその規定を実施することに同意し、欧州人権裁判所の権限を承認した。ルーマニア国民は誰でも、欧州裁判所にルーマニア国家を提訴することができ、その判決は国家を拘束する。

ルーマニアは、紛争解決や関連手続に関する法律など、自由市場の確立と強化に必要ないくつかの法律を制定している。仲裁の概念もかなり普及している。

EU加盟国であるルーマニアは、特定のEU規制を国内法に採用することなく直接適用しなければならない。

裁判所は民事と刑事に分けられ、国、県、地方レベルで組織されている。高等法院はルーマニアの最高司法機関である。ルーマニア高等法院は司法審査を行うことができず、法律が憲法や議会のその他の規則に適合しているかどうかを判断することはできない。この権限は憲法裁判所に帰属する。ルーマニアは伝統的に民法を採用しており、判例は法源として認められていない。

1.5. 投資環境と今後の見通し

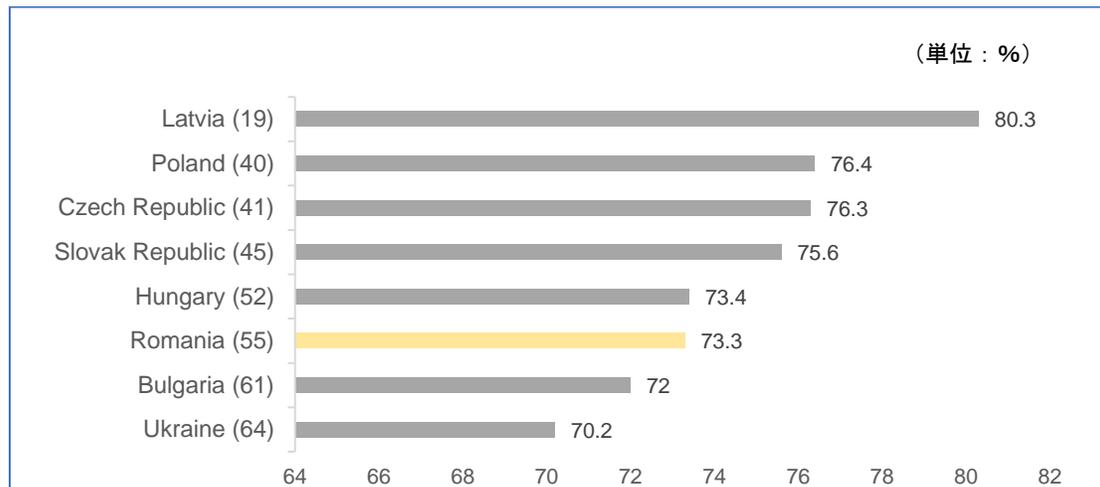
南東欧に位置するルーマニアは、ユーロ圏諸国、中東、アジアを結ぶ重要な戦略的拠点であり、欧州全域で活動するための理想的な拠点となっている。石油、天然ガス、石炭、金属などの天然資源が豊富で、肥沃な農業分野でも知られている。加えて、ITおよびアウトソーシング・セクターは、高い技術教育、低い人件費、語学力によって特徴付けられ、ITおよびサービスのオフショアリング先として投資を呼び込んでいる。

なかでもテクノロジーやエンジニアリングの分野で高い教育を受けた高度人材がいることでも知

られており、企業にとって強力なリソースとなっている。

また、EU で最も低い法人税率のひとつであるルーマニアの競争力のある税制環境も、投資家を惹きつけている。

図. ビジネスのしやすさ（フロンティアへの距離として）



（注）フロンティアへの距離スコアは、経済の現在のパフォーマンスと、Doing Business の 10 指標セットの全指標サンプルにおけるベスト・プラクティスとのギャップを示す。フロンティアへの距離スコアが高いほど、ビジネスのしやすさが絶対的に優れていることを示す（フロンティアは 100 パーセンテージ・ポイントに設定される）。

（出所）：世界銀行「ビジネス環境の現状 2020 年版」、フロンティアへの距離（Distance to Frontier）

世界銀行が前回発表した報告書「ビジネス環境の現状 2020 年版（Doing Business Report 2020）」では、ルーマニアのビジネスのしやすさは 190 カ国中 55 位だった。同国は、信用供与の受けやすさ、少数投資家の保護では特に高いスコアを獲得したが、倒産処理の解決や契約の執行といった分野ではスコアが低かった。

近年、ルーマニアではいくつかの主要セクターに外資が流入し、経済成長と発展に貢献している。外資を誘致した重要な分野のひとつは製造業で、特に自動車とエレクトロニクス関連である。熟練した労働力、競争力のある人件費、欧州市場へのアクセスといった要因に惹かれて、国際企業がルーマニアに生産拠点を設立している。

さらに、IT・アウトソーシング部門も大きな成長を遂げており、多国籍企業がソフトウェア開発、IT サービス、ビジネス・プロセス・アウトソーシングに投資している。支援的な規制の枠組みや教育水準の高い専門家の増加など、ルーマニアの良好なビジネス環境も、エネルギー、不動産、小売などの分野への外国投資にとって魅力的な投資先となっている。全体として、外国投資はイノベー

ションの推進、雇用の創出、ルーマニア経済の多様化において重要な役割を果たし、同国をグローバル市場における競争力のあるプレーヤーとして位置づけている。

新興市場として長期的なビジネス機会も多く残されている。戦略的な地理的位置、熟練した労働力、豊富な天然資源を背景に、回復力と成長の可能性を示してきた。インフラ、技術革新、教育への継続的な投資により、ルーマニアの競争力はさらに強化され、さまざまな分野で海外からの投資を呼び込むことが期待される。さらに、ルーマニアの EU への統合は、経済発展を刺激する資金調達の機会、市場、パートナーシップへのアクセスを提供する。

一方で、汚職、官僚主義、地域格差などの課題もある。経済ポテンシャルを最大限に引き出すには、ビジネス・フレンドリーな投資環境の醸成、持続可能な開発の促進、人的資本への投資とともに、これらの課題に対処することが不可欠である。全体として、戦略的計画、効果的なガバナンス、改革へのコミットメントがあれば、持続的な経済成長を達成し、生活水準を向上させ、欧州経済および世界経済におけるダイナミックなプレーヤーとしての地位を高めることができる。

第2章 投資に対するインセンティブ

2.1. 税額控除の仕組み

ルーマニアの税制は、欧州の他の多くの国々と比べて高い競争力を持つ。2005年1月以降、改正された税法では、所得と企業利益に対して一律16%の税率が適用されており、これは欧州で最も低い税率の1つである。また、ルーマニア税法にはその他の有利な税制規定（研究開発活動に対する手当、再投資利益に対する非課税措置など）も盛り込まれており、その概要は以下のとおりである。

▶ ルーマニアの研究開発インセンティブ制度

納税者は、研究開発プロジェクト費用に対する標準的な利益税額控除に加えて、そのような活動にかかる適格費用の50%を利益課税標準からさらに減額することができる。また、研究開発活動に使用される設備については、加速償却（操業開始後12カ月間に50%の税額償却）を適用することができる。

対象となる研究開発活動は、納税者が実施する産業活動または商業活動に関連するものでなければならない。ルーマニア国内、またはEUもしくは欧州経済領域（EEA）加盟国で実施されたものでなければならない。

研究開発活動の結果として得られる価値は、納税者自身の利益のため（すなわち、研究成果を自らの活動で使用すること）、または研究成果の販売やそこから派生する知的財産権の利用によって得られる。

納税者は、税制優遇措置の付与条件の充足とその額に関する証明・鑑定を要求することができる（2023年以降、このような証明は大口納税者に義務付けられている）。証明/鑑定は、教育省が構成する研究開発分野の専門家登録簿に含まれる専門家が行う。

▶ 研究開発およびイノベーション活動ならびに関連活動を独占的に行う納税者に対する法人所得税の免除

2017年1月、研究開発・革新活動および関連活動を専ら行う納税者に対する法人税免除が導入された。この免税措置は、新規に設立された納税者については、活動開始後10年間、また、本規定が発効した時点で既に設立されていた納税者については、本規定発効後10年間適用される。

▶ 応用研究開発または技術開発分野での活動に関する給与所得税の免除

応用研究開発または技術開発分野での活動の結果として得た所得は、ルーマニアの給与所得税（10%）が免除される。

この免除は、研究開発に関する国の制度に含まれる公的または私的な事業体／機関と締結された個別労働契約、労働関係、法律で規定された特別法、または譲渡契約に基づいて研究開発活動を行う従業員に対して適用される。このインセンティブは2016年8月以降の給与所得に適用される。

給与所得および同化所得に対する免税の恩恵を受けるためには、法律で特に規定されているいくつかの条件を累積的に満たす必要がある。ルーマニアで研究開発活動を行う赴任者については、所得支払者が適格要件を満たす必要がある。

▶ 再投資利益の免除

特定の技術設備、生産または加工に使用される資産、改修に相当する資産、コンピュータおよび周辺機器、課税台帳、管理および請求関連機械、ならびにソフトウェアおよびソフトウェアを使用する権利の生産および／または取得に投じられた利益は非課税となる。

再投資された利益は、当該資産が委託された年度の期首から会社の試算表に計上された総収入と総支出の差額である損益勘定の残高を表す。資産は、その経済的耐用年数の少なくとも半分、ただし5年を超えない期間保持しなければならないが、一定の例外がある（例えば、資産が破壊、紛失、盗難にあった場合など）。また、それぞれの資産に加速償却法を用いることはできない。

▶ スポンサー活動に対する税額控除

スポンサーシップ法および財政法では、法人税の納税者である企業が、特定の分野（例えば文化、教育、人道的、社会的）で行われる活動に対して、非営利団体/公的機関/個人にスポンサーシップを提供し、法律で規定された一定の条件の下で、減税の恩恵を受けることを認めている。スポンサーシップ費用は税額控除の対象にはならないが、税額控除、すなわち、スポンサーシップ費用の全額を法人税の減額に充てることができる。財政法は以下の限度額（最低額）を定めている：

- 法人税の20%
- 売上高の0.75%

文化団体を含む非営利法人に提供されたスポンサーシップに対応する金額は、スポンサーシップ契約の締結日において、スポンサーシップの受益者が、税額控除が認められるカルト団体／ユニットの登録簿（ルーマニア税管理庁（NAFA）が管理する登録簿）に登録されている場合に限り、財政法で規定された範囲内で法人税から控除される。スポンサーシップを実施する納税者は、スポンサーシップの受益者に関する明細書（フォーム107）を、それぞれの経費を計上した年に対応して提出する義務がある。

また、企業は、NAFA会長の命令により制定されたリダイレクションフォーム（フォーム177）を提出することにより、年次所得税申告書の提出日までに、スポンサーシップまたは後援行為から

繰り越された金額に対する利益税をリダイレクションすることができる。

➤ 自由貿易地域

自由貿易区で活動する企業には、以下の税制優遇措置がある。

- 付加価値税（VAT）の免除は、自由貿易地域に置かれる非共同体商品の供給と、自由貿易地域で行われるそれぞれの商品の供給に適用される。
- 保管目的で自由貿易区に持ち込まれた非共同体商品は、関税の二重課税の対象とはならない。
- 自由貿易地域で行われる投資には国家補助が利用できる。

➤ 資本参加企業の減税

2021 年から 2025 年にかけて、法人税、零細企業税、特定目的税を納める納税者に対し、一定の条件の下、自己資本を増加させる場合に最大 15%の減税が認められる。減税率は以下の通り。

- 2%（税が課される年度の会計上の純資産額がプラスで、かつ引受株式資本額の半分以上である場合
- 調整後株主資本の年間増加率は、増加率に応じて 5%から 10%
- 2022 年以降、納税者が 2020 年比で調整後資本を一定の目標比率で増加させた場合、3%

2.2. 国家補助制度

以下では、ルーマニアの国家予算による補助金や地方税の減免措置を紹介する（リストはすべてを網羅するものではない）。ルーマニアの国家補助金と地方税の免除は、様々な分野の投資家にとって大きなチャンスとなる。

1) 新規雇用の創出により地域開発を促進する投資に対する国家補助制度（政府決定 2014 年第 332 号）

国庫補助制度の目的は、受益者の規模や投資額にかかわらず、少なくとも 100 人の雇用創出につながる初期投資の実行による地域開発である。

この国家支援スキームは、財務省予算「投資プロジェクト資金調達のための国家支援」プログラムに含まれている。このスキームの最大予算は 27 億レイで、約 5 億 4,000 ユーロに相当する [レイは通貨単位レウの複数形、1 レウ=約 0.2 ユーロ（2024 年 3 月ルーマニア国立銀行為替レート）] :

- 2014 年から 2023 年までの融資契約発行のためのコミットメントの割り当て。

- 2015年から2028年までの期間に発行された融資契約に基づき承認された国家補助金支払いのための予算計上。

このスキームに基づいて国家補助を申請できる企業は、新たに設立された企業または操業中の企業、法人格を有する中小企業または大企業であり、会社法1990年第31号（再公布、その後改正および補足）または協同組合の組織および運営に関する法律2005年第1号（再公布）に従って設立された企業である。

この国家補助制度の主な申請資格は以下のとおり：

- 少なくとも10人の新規雇用を創出する投資であること。
- 雇用の創出は、助成金を承認する融資契約書が財務省から受理された日以降、投資完了から3年以内に行わなければならない、場合によっては3～5年間維持されなければならない。

国庫補助の計算の基礎となる適格費用は、受益者が連続する2年間に発生した給与費用である（すなわち、適格費用を請求できる給与総額は、全国平均給与総額を上限とする）。

2) 経済に大きな影響を与える投資を促進する国家補助制度（政府決定2014年第807号）

政府決定2014年第807号の目的は、経済に大きな影響を与える国家補助制度の設立に代表され、さまざまな部門にまたがる投資を行うことで地域の発展を目指すものである。

国家補助制度は、財務省予算「投資プロジェクト資金調達のための国家補助」に含まれている。

同制度の最大予算は63億8,000万レイで、約12億7,600万ユーロに相当する：

- 2014年から2023年までの融資契約発行のためのコミットメントの割り当て。
- 2015年から2028年までの期間、発行された融資契約に基づき承認された国家補助の支払いに充当される予算。

この国家補助制度の主な申請資格は以下の通り：

- 付加価値税（VAT）を除いた投資総額が4,400万レイ（約880万ユーロ相当）以上であること。
- 助成金を承認する融資契約書が財務省から発行されてから最長4カ月以内に投資を開始すること。
- 事業計画に基づき、投資実施期間中および投資完了後5年間の経済効率と持続可能性を証明しなければならない。

国家補助の算定対象となる費用は、有形・無形資産の生産または取得に関連する費用（付加価値税は除く）、賃貸費用、初期投資に関連する建物の建設に伴う費用（一定の基準内）である。

この制度の申請受付開始日は、財務省のウェブサイトで発表される。

3) 工業団地への投資に対する「ミニマム」援助制度と、工業団地で行われる初期投資を支援する地域国家援助制度

これは、企業が工業団地に初期投資を行うことを奨励するための国家補助制度である。この国家補助制度に基づく優遇措置は、特に、建築税および地価税の免除、工業団地のインフラストラクチャーの一部である工業団地の土地および建物に対する都市計画証明書、建設許可証および／または建物取壊許可証の発行にかかる地方当局への税金の免除、地方行政当局が法律に従って付与することができるその他の便宜供与で構成される。

「ミニマム」国家補助制度では、補助金の水準は20万ユーロ、道路輸送サービスに携わる企業に対しては10万ユーロが上限となる。

国家補助の計算の基礎となる適格費用は、初期投資に関連する費用（すなわち、有形・無形資産の取得／建設に伴う費用）である。

この制度は、工業団地が所在する地方自治体、農業・農村開発省、土地登録庁によって管理されている。

4) Start-up Nation - 中小企業創出プログラム

このプログラムの目的は、中小企業の創出を促進し、新興企業の経済的パフォーマンスを向上させ、融資を受ける可能性を高め、そのプロセスを促進することである。このプログラムにより期待される成果は、中小企業数の増加、経済のために生み出される雇用数の増加、新しい革新的な技術の獲得による新規企業のデジタル化の促進である。

Startup Nation プログラムは、緊急政令2017年第10号によって規定されており、毎年、合計1万人の受益者（中小企業）に、受益者1人当たり最高額20万レイが授与され、これは適格支出の100%に相当する。

このプログラムは経済・起業・観光省によって運営されている。

5) ルーマニアへの企業投資に対する国家補助制度（政令2022年第959号）

この国家補助の目的は、生産会社の投資に対する国家補助を通じて企業を支援することである。

本制度の主な申請資格は以下の通り。

- 初期投資（リプレースなし）の場合：新規施設の開設、既存施設の生産能力の拡大、または既存施設の製品ポートフォリオの多様化。
- 投資費用を基礎とする場合、建設費、新規（場合によっては中古）の設備や無形資産にかかる費

用が対象となる。

- 給与を基準とする場合、申請書提出日以降に創出された雇用のみが対象となるが、投資完了日から3年以内に創出されたものでなければならない。新規雇用の数は、大企業の場合は少なくとも5年間、中小企業の場合は3年間維持されなければならない。
- 直近の決算期の自己資本はプラスであること。
- 過去3年間のうち少なくとも1年間は黒字であったこと。
- 最低資本金は10万レイ。
- 実施は国庫補助申請書の提出後でも可能だが、遅くとも資金援助契約締結後6カ月以内に開始しなければならない。
- 申請者は困難な状況にある企業には分類されない。
- 支払不能、破産、法的再建、強制執行、解散手続中、その他これらに類する状況にないこと。
- 申請者は、供与された国家補助を回収する決定を受けていないか、そのような決定があったとしてもすでに執行されている。
- 申請者は、申請前の過去2年間に欧州経済領域内のどこかで同一または類似の経済活動を停止しておらず、投資締結後の今後2年間にそのような活動を停止する計画がないこと。
- 国家補助は、投資に対するインセンティブ効果がある。
- 受益者は、投資額の少なくとも25%を他の財源で賄わなければならない。

対象となる支出

新たに雇用を創出するために2年間連続して登録された投資費用または給与費用、またはその両方

対象となる企業

中小企業および大企業

プロジェクトの適格性

プロジェクト金額の少なくとも10%をグリーン投資に充てる。投資プロジェクトは最低300万ユーロでなければならない。

- 6) 国家補助制度「欧州デジタル・イノベーション・ハブを通じた中小企業のデジタル化のための融資プロジェクト (EDIHs)」 (政令2023年第3151号)

2023年8月18日、ルーマニアは政令第3151号を採択した。これは、ルーマニアの中小企業のデジタル化を支援する上で重要なステップであると同時に、国家補助の付与に関する簡潔な枠組みを提供するものである。

政令2023年第3151号の焦点は、中小企業が革新的なデジタル・ソリューションを採用・導入し、デジタル上の課題に対処し、デジタル技術を利用してビジネス・プロセス、生産、製品・サービスを改善するために必要なリソースへのアクセスを容易にすることである。同時に、国家補助の恩恵を受けようとする者は、企業とその代表者の両方に関する一定の条件を累積的に満たすことを保証しなければならない。

国家補助は、イノベーション助言サービスやイノベーション支援サービスへのアクセスを得るために使用される補助金（特定の目的のために返済不要の資金として交付される金額）の形で交付される。中小企業のデジタル化のための国家補助が認められる期間は、官報に公布された日から2026年12月31日までで、延長の可能性もある。

2.3. その他の助成金、EU基金、企業向け政府助成金

ルーマニアは2007年1月1日からEUに加盟しており、2007～2013年、2014～2020年、2021～2027年の3つのプログラム期間において、EUの政策に基づく財政支援の恩恵を受けている。

2021～2027年のプログラム期間には、2014～2020年の期間と比較して大きな変化があり、経済、健康、デジタル化、グリーン・トランジションといった重要な分野に新たな資源を配分し、どの地域も取り残されないようにする、いくつかのユニークな機会がある。国家レベルでは、以下のものが創設された：7つの国家プログラム、復興・回復計画、8つの地域プログラムである。さらに、ルーマニアが恩恵を受けることのできる、欧州直轄の17以上の金融商品がある。

ルーマニアでは2021～2027年にかけて、以下の業務プログラムが実施される（リストは完全なものではない）。

1) 地域運営プログラム (ROP) - 地域レベルで実施

- 総額115億ユーロの配分で、そのうち92億ユーロが欧州地域開発基金から、23億ユーロが国家予算からの共同出資である。地域運営プログラムは、ルーマニアの各地域の特定のニーズを支援するために設計されており、もちろん地域の潜在力を考慮しながら、地域社会の生活の質と幸福に実質的な影響を与える重要で収束的かつ補完的な分野に焦点を当てている。
- ROPの受益者には、企業、大学、クラスター、インキュベーター、アクセラレーター、地方公共機関、行政区域単位、研究機関、開発組織、地域開発機関などが含まれる。

- 2021～2027年までの期間は、ルーマニアにおける地域業務プログラムの最初の地方分権化であり、現在では地域開発機関の管理下に8つの地域業務プログラムがある。

2) 持続可能な開発業務プログラム (PODD)

- PODDは46億1,000万ユーロの割り当てを受け、欧州委員会が欧州レベルで特定した多くの優先投資分野をカバーする。貧困が4世帯に1世帯に影響を及ぼし、国レベルでのエネルギー集約度が依然としてEU平均を上回っていることから、エネルギー効率化対策の促進と、再生可能エネルギー源の促進に重点が置かれる。
- エネルギー効率の向上、スマート・エネルギー・システムの開発、貯蔵ソリューション、エネルギー・システムの適正化を通じた気候変動への適応、上下水道インフラ、循環経済、生物多様性の保全、大気質と汚染地域の除染、リスク管理などである。

3) 輸送業務プログラム

- 2030年のビジョンは、ルーマニアの交通インフラを拡大／近代化し、国内の地域間およびEU諸国との接続性を向上させることである。
- 同プログラムの推定予算は83億7,000万ユーロ。同プログラムの優先事項のほとんどは中央政府を対象としているが、自治体や民間の経済事業者に直接資金を提供できる活動もいくつかある。

4) スマート成長、デジタル化、金融商品 オペレーショナル・プログラム

- プログラム予算の概算は19億7,000万ユーロ。同プログラムは、研究、開発、イノベーション、スマート専門化、デジタル化の分野において、国家レベルで特定された課題に対応するため、適宜、国家補助規制を遵守した補助金または金融手段によって資金を調達する措置を提案している。

5) 健康運営プログラム

- 総予算は2021年から2027年にかけて40億6,800万ユーロが割り当てられ、地域病院、インフラとサービスへの投資、プライマリーケア、地域ケア、外来ケア、緩和ケア、長期ケアサービス、研究とデジタル化、革新的な調査・治療方法の使用などに充てられる。

6) 教育・雇用運営プログラム

- この業務プログラムは、労働市場の制度とサービスを近代化し、労働市場へのジェンダー・バランスの取れた参加を促進し、ワーク・ライフ・バランスを確保し、急速に変化する労働市場への労働者の適応を促進することを目的としている。資金配分は39億7,000万ユーロである。

7) インクルージョンと社会的尊厳 運営プログラム

- このプログラムには36億2,000万ユーロの割り当てがあり、重要な社会的要素が含まれている。例えば、社会的弱者の社会サービスへのアクセスの増加、社会サービスの質の向上、社会的弱者の社会的排除の度合いの軽減、国の社会扶助制度の能力の向上、参加型の方法で地域社会の社会的ニーズを特定・評価する地方自治体の能力の向上などがその目的である。

2.4. 投資促進機関

▶ 地域および国際貿易協定と協会

国内レベルでは、ルーマニアの主要なビジネス団体（ルーマニア・ビジネス・リーダーズ・アソシエーション、外国人投資家評議会、米国商工会議所、ルーマニアビジネスマン・アソシエーションなど）、およびいくつかの国の大使館が、ルーマニアの経済・ビジネス環境に影響を与える問題について、政府やその他の公的機関と協議するための首尾一貫した基盤を提供するために、ルーマニア開発連合（CDR）の傘下で協力して活動している。CDRはルーマニア政府との間で覚書を締結している。

その他にも、投資促進を含め、会員の利益促進を目的とするビジネス団体や連盟がいくつかある。

国際レベルでは、ルーマニアは、関税及び貿易に関する一般協定（GATT）、世界貿易機関（WTO）、欧州自由貿易連合（EFTA）、中欧自由貿易協定（CEFTA）に加盟している。さらにルーマニアは、二重課税の回避と所得および資本に対する脱税の防止に関する80以上の協定を結んでいる（別表参照）。ルーマニアはまた、国際通貨基金（IMF）、世界銀行（国際復興開発銀行および国際金融公社）、欧州復興開発銀行（EBRD）のメンバーでもある。

EU加盟国として、ルーマニアはEUの共通商業政策を遵守し、重要な国際貿易関連事項、特にWTOでの交渉については、欧州委員会を集団交渉機関として受け入れている。また、共同体が採用している反ダンピングおよび反補助金措置に準拠し、他のEU加盟国に対するいかなる貿易救済措置や手段も採用していない。

第3章 事業基盤の確立

3.1. ルーマニアで事業を行うための法的枠組み

ルーマニアの会社法の枠組みでは、欧州大陸の伝統を大幅に取り込み、政府の援助や介入なく民間企業が繁栄し競争できる自由な市場環境を提供することが目的として謳われている。この枠組みは、ビジネスを迅速かつ効率的に実行する推進力の役割を果たし、市場への参入、市場からの撤退を容易にするための努力目標である。また、これは EU 全体の資本、労働力、商品・サービスの自由な移動を促進するための体制に対応した EU 加盟国の枠組みでもある。現在のルーマニアには、企業管理、株式市場や資本市場の運営、投資、競争、労働、会計をカバーする、複雑な法体系がある。

EU 域内における資本、労働力、商品、サービスの自由な移動を促進するため、EU が要求する地域全体のビジネス法制の調和にも対応している。企業管理、株式市場および資本市場の運営、投資、競争、労働、会計を網羅する多様な法律がある。その中心は 1990 年に制定された 1 本の法律であり、政治・経済情勢の変化に合わせてそれぞれ補足、改正、近代化が行われてきた。2006 年にこの法律が改正され、コーポレート・ガバナンス、特に取締役会や株主総会に関する問題、企業経営者に与えられる権利、義務、権限に関する株式会社にとって重要な変更がいくつか明らかになった。

規制市場に上場しているルーマニア企業への参入を検討する際には、市場の特殊性を考慮する必要がある。ルーマニアでは、資本市場を規制する主な法律は資本市場法である。しかし、資本市場への参加者（投資家、ブローカー、上場会社など）が考慮すべき法的枠組みは、はるかに広範囲に及んでいる。

第二次法に関しては、規制、規則、決議、決定、指示、承認があり、これらは特定の問題に関してより詳細に踏み込んでいるため、考慮する必要がある。二次的立法がどの程度の深さに達するかを示す一例として、上場会社における株主の議決権行使方法に関して、証券委員会（その後、金融監督庁に取って代わられた）が発行した規則が制定されている。

ブカレスト証券取引所発行のコーポレート・コードが 2016 年 1 月に発効した。新しいコーポレート・ガバナンス・コードは、規制市場で株式の売買が認められている企業に関連する一連の原則と勧告で構成されている。コーポレート・ガバナンス・コードの主な目的は、既存のベスト・プラクティスに鑑み、透明性と信頼に関する要件を考慮することにより、国際的に魅力的な資本市場を構築することである。

国内法は、外国人投資家が国内投資家と同等に扱われることを保証する一方、国際条約は、外国人投資家に対し、潜在的に不法な国家措置に対する適切なレベルの保護と、その権利を主張するた

めの適切な手段を提供する。このため、外国人投資家がルーマニアで事業を立ち上げる際に必要とされる特別な投資認可はない。

3.2. ルーマニアの事業形態

以下は、ルーマニア人および外国人投資家がルーマニアで事業を行うことができる主な事業形態である。

➤ 有限責任会社 (LLC/ SRL)

2020 年まで、ルーマニアでは SRL の最低株式資本金は 200 レイであった。2020 年 11 月 2 日の法律 2020 年第 223 号の発効により、この要件は撤廃された。

ただし、法律 2020 年第 223 号によれば、会社の株式資本は均等株式分割されるため、1 レウを下回ることはできない。従って、関連会社を有する LLC は、最低 1 レウの株式資本を有する必要がある（この場合、唯一の株主は 1 レウ相当の 1 株を有し、株式資本への合計 1 レウの出資を表す）。設立株主が 2 人いる LLC の場合、株式資本への出資は最低 2 レイ（各 1 レウの株式 2 株）でなければならない。SRL は、最低 1 名、最高 50 名の株主によって設立することができる。

法律 2020 年第 223 号によってもたらされた主な変更点の一つは、会社設立前に株式資本を預託する必要がなくなったことである。

これらの株主には、個人および／または法人が含まれる。外国資本の有無による区別はない。

株主の責任は、会社の株式資本を引き受けた金額に限定される。

SRL は、定款または株主総会の決議によって選任された 1 人以上の役員（ルーマニア語で「*administratori*」）によって運営される。役員には全権限が付与される場合と限定的な権限が付与される場合があり、ルーマニア国籍である場合と外国籍である場合がある。SRL の役員は、会社の事業遂行に必要な全ての行動をとることが義務付けられている。ただし、重要な決定は株主総会の承認に委ねられる。

➤ 株式会社 (SA)

株式会社の株式資本は 9 万レイを下回ることはできない。政府は、最大 2 年に 1 度、為替レートを考慮して株式資本の下限額を変更することができ、この金額は約 2 万 5,000 ユーロに相当するレイになる。株式は記名式または無記名式で、最低 2 人の株主（個人および／または法人）が保有しなければならない（上限はない）、公的または私的な参加が可能である。SRL とは異なり、SA は債券を発行することができる。

株式会社の運営には、1階層式と2階層式の2つの選択肢が用意されている。

一層式経営体制を選択した場合、会社は、取締役会として組織された、常に奇数である1人または数名の取締役によって運営される。取締役会は、1人または数名の取締役（ルーマニア語では「directori」）に会社の経営を委ねることができる。財務諸表が監査対象となる会社の場合、取締役の最低人数は3人である。

二層式経営体制とは、会社の経営が、取締役会（ルーマニア語では「directorat」）と、以下の職務を持つ監査委員会によって確保されることを意味する：

- 取締役会は会社の経営活動を実施し、監査委員会に報告する。
- 監査委員会は取締役会を常時監督し、株主総会に報告する。

取締役会および監査委員会の管理職およびその他のメンバーは、会社と労働契約を締結することはできない。代わりにマネジメント契約が必要である。

➤ 駐在員事務所

駐在員事務所は通常、外国企業が親会社に代わって非商業的な活動を行うためにルーマニアに設立するもので、認可に従って設立される。

2022年8月4日、ルーマニア政府は、従来の政令1990年第122号に代わって、ルーマニアにおける外国企業の駐在員事務所の認可および運営に関する政令2022年第18号を制定した。駐在員事務所を登録するためには、企業関係者はビジネス環境・商業・起業家省に申請する必要がある。認可料は、従来の1,200ドル/年に代わり、1,000ユーロ/年（支払日のルーマニア国立銀行の為替レートに基づく）に相当するレイとなる。

認可を受けた場合、駐在員事務所は管轄税務当局に登録し、年間1万8,000レイの所得税（課税年度の2月末日までに納付）を納付しなければならない。課税年度の2月末日までに年次納税申告書を提出する必要がある。

駐在員事務所は、ルーマニアの法律により会計帳簿を保有することが義務付けられている。

➤ 個人事業主

個人事業主（PFA）は、自然人が経済活動を行うための最も簡単な形態であり、法人としての設立形態を用いる必要はない。

緊急政令2008年第44号は、経済活動を行う自然人の登録と認可を規定する主な法的根拠である。

原則として、PFAは、主に自らの労働力を用いて、法律で認められたあらゆる形態の経済活動を行うことを認められた者である。18歳に達したルーマニア国民またはEU加盟国の国民で、犯罪記

録に記載されるような金融法で罰せられる行為を犯していない者は、誰でも PFA になることができる。

また、PFA の形態で経済活動を行おうとする者は、使用权を有する登録事務所を有し、衛生法、衛生獣医学、環境保護、労働者保護の観点から運営条件を満たしていることを、自らの責任において宣言しなければならない。PFA として登録するための最低資本金はない。

PFA は、活動実施分野で資格を有していることを、教育・訓練文書で証明しなければならない。

また、PFA の責任範囲は保有財産が基本となり、本人の意思または死亡によってその活動を停止する。

▶ 外国企業の支店

外国企業の支店は、独自の法人格や株式資本を持たない。親会社の一部門であるため、支店の活動は親会社の活動範囲を超えることはできない。

▶ パートナーシップ

法的形態としてのパートナーシップは、ルーマニアではめったに用いられない。法人格を有する事業体の設立につながる、法律で規定された 3 種類のパートナーシップがある。

- ジェネラル・パートナーシップ（ルーマニア語で「societate în nume colectiv」）
- リミテッド・パートナーシップ（ルーマニア語で「societate în comandită simplă」）
- 株式有限責任組合（ルーマニア語で「societate în comandită pe acțiuni」）

3 種類のパートナーシップのパートナーはいずれも無限責任を負い、パートナーシップの債務に関して共同責任を負う。パートナーシップの債権者は、その義務の履行を請求するために、まずパートナーシップに対して行動しなければならず、パートナーシップが 15 日以内にその義務を履行しない場合に限り、パートナーに対して行動することができる。

最低資本金は、株式有限責任組合にのみ規定されている（約 2 万 5,000 ユーロ）。その他の形態のパートナーシップについては、株式資本要件は定められていない。

▶ コンソーシアム

国内法では、合弁事業契約（ルーマニア語では "contract de asociere în participație"）の締結が認められている。この契約に基づき、当事者は共通の事業目標を達成するために共に行動する。

ルーマニアで事業を行うこの形態では、法人は設立されない。第三者は合弁会社に対する権利を持たず、コンソーシアムの共同契約メンバーとの関係においてのみ義務を負う。

➤ 経済利益団体 (EIG)

EIG は、2 人以上の個人または法人からなる団体で、その会員が行う事業を促進し、かかる事業の業績を向上させることを目的として、一定期間設立される。EIG の会員は最大 20 人まで認められている。

EIG の主な特徴は、（第三者と締結した契約に別段の定めがない限り）EIG の債務に対するメンバーの無制限の連帯責任と、EIG が直接的または間接的にメンバー企業の株式を所有したり、他の EIG のメンバーになることはできないという事実である。EIG は、株式、債券、その他の譲渡可能金融商品を発行することはできない。EIG は、公序良俗、公的義務、ビジネス環境における透明性を確保するための一定の措置、および汚職の防止と制裁に関する法律 2003 年第 161 号により規制されている。

➤ 欧州経済利益団体 (EEIG)

EEIG は EIG に類似する。EIG は EU 加盟国であればどこでも設立でき、ルーマニアでは子会社、支店、駐在員事務所、その他の非法人を通じて機能することができる。EEIG の子会社および支店は、EIG と同じ登録手続に従う。

EEIG は欧州評議会 (EEC) の欧州経済利益団体をめぐる規制 (1985 年 7 月 25 日付第 2137 号) 及び国内法 (2003 年第 161 号) により規定されている。

➤ 欧州企業 (SE)

欧州評議会の欧州企業の体制をめぐる規制 (2001 年 第 2157 号) により、EU 内において欧州企業 (SE) を開設することができる。SE は事務所を登記した加盟国の法律により規定された「公的有限会社」としてみなされる。

SE の資本金はユーロで表示され、12 万ユーロを下回ってはならない。SE の名称の前後には、SE という略称を付さなければならない。

SE には株主総会があり、SA と同様に取締役会による一層式経営体制または取締役会及び監査委員会からなる二層式経営体制のどちらかを持つことになっている。

➤ 外国人投資家が一般的に利用する事業体

有限責任会社は、管理要件が簡素であり、他の種類の会社に比べて柔軟性が高く、必要資本が少ないため、ルーマニアで最も人気のある事業形態である。しかし、証券取引所への上場を計画している投資家にとっては、株式会社は依然として魅力的な選択肢である。

3.3. 商業法

ルーマニアの企業関係法は、企業が効果的かつ効率的に競争し、成長する枠組みを提供することを目的としている。そのうち会社法は、各種企業の設立から清算までを具体的に規定した主要な法律である。会社法には、一般規則と、事業形態ごと（例えば、株式会社、有限責任会社、一般提携、有限提携、株式限定提携など）の特別規則がある。

また、銀行関係事業、保険業、産業活動などの業種別に見ると、それぞれの事業の設立、組織、運営条件、市場における許可、資本限度額などを規制する特殊法がある。これらの特殊法に明示されていない条項は、やはり会社法によって規定されることとなる。

また、商業登記局（CRO）の運用をめぐる特殊法がある。それは、新会社の設立手続に関する規定、事業を合法的に進めるために商業登記所で行う会社登録手続、CROの組織、法的規定に違反した場合の罰則などを制定した法律である。

さらに、中小企業（SME）の設立と発展を激励するための特殊法がある。ここにおいて、中小企業は次のように定義されている。

- 年間平均従業員数が 250 人未満の企業。
- 当該企業の最新の承認済み会計報告書で、年間売上高が 5,000 万ユーロ以内（レイ相当）、または総資産額が 4,300 万ユーロ以下の企業。中小企業に対しては、政府による支援、政府が保証する貸付などのインセンティブが法律により制定されている。

3.4. 事業参入

A) 新規法人の設立と登記

企業の登記目的は、法律によって認められた組織となることである。企業が設立されると、その事業を合法的に行えるようになり、株主の責任が軽減され、株式または創業者とは別に取り扱われる組織となる。

企業設立のためには、いくつかの法的手続を段階的に行うことが必要である。企業活動は、株主が新規企業の資本を出し合って事業分野を特定する「定款」によって規定され、これは株主全員によって締結される。

新企業は、企業名と登録された住所を持たなければならない。企業名を利用できることを確かめるため、まずは企業名を商業登録局（CRO）に予約する必要がある。住所に関しては、企業の所有物件または賃借物件の所在地を登録することができる。

登記の際は、消防関係、労働安全衛生、保険、環境などの法規を遵守しなければならない。実務上は、企業営業のための許可手続は企業登記と同時進行で行われる。許可手続のためには、企業の株主または役員が、事業に関連する特定法規が求める必要条件を満たしているという宣言書を提出することになっている。当局からの許可・承認は登記手続後に取得することになる。

定款の作成日より 15 日間以内、定款にその他法律によって要求される書類を添えて、企業を設立する県の商業登録局（CRO）に提出しなければならない。CRO では、企業設立に関する法律条件が満たされた場合、その日から 5 日以内に会社の設立を承認する決議を出し、商業登録簿への登録を命じる。その後、CRO による決議より 24 時間以内に登記簿への登録が行われる。

企業登録手続の完了後は、その旨を利害関係者に開示すべく、設立決議が官報に掲載される。企業は、CRO の登記簿に登録された時点から法人格が得られる。企業の種類によっては、追加の法的要件が課せられることもあり、場合によっては、登録前に関係当局からの事前承認が必要になることもある。例えば、保険会社の設立の際は、財務監査当局（FSA）からの承認、銀行業務の設立の際はルーマニア国立銀行による承認が必要となる。

B) 既存事業への参入

➤ 既存法人への参入

ルーマニアでの事業に参入する前に、ルーマニア法によるメリット・デメリットを検討すべきである。既存事業に参加するには、資産購入または株購入の方法がある。

資産購入は、株主となることによる責任を回避しようとする投資家が選ぶ方法である。購入対象資産は不動産、証券、設備、知的財産などであり、それによる権限と責任は商業上の契約書、許可類、勤務契約などとなる。資産購入のデメリットは、商業上の契約書、許可類、勤務契約を請け負うために、その契約の相手方、または管轄機関の同意を得る必要があること、さらに名義譲渡のために法律に規定された手順を踏まえる必要があることなどが挙げられる。

一方、株購入は購入対象企業の株主から全株を購入することを意味する。個人または法人のどちらでも株を購入することができる。対象企業の種類によって、株購入の手順が異なる。

有限会社からの株購入の場合は、その企業の総会において、全株主の 4 分の 3 以上からの承認が必要である。また、対象企業の株主総会における該当取引承認決定を官報に公示しなければならない。官報公示日から 30 日間、対象企業に対し債権その他の利益のある者からの異議申立ての期間を置くことになる。官報公開日から 30 日が経過後、または異議申立てがあった場合はそれが管轄裁判所から却下された日に、株の譲渡が実現する。

株式会社からの株購入の場合は、対象企業の総会での承認や CRO への届け出などの必要はない。所有者名義の株の場合は対象企業の株主台帳に登録し、特に名義がない株の場合は株式証明書自体

の譲渡によって成立する。上場している株式会社の株譲渡の場合は、証券取引規定に従って行うことになる。

➤ 増資による参入

増資は、資産、現金または債権交換によって企業が新規株を発行することを意味する。増資をするためには、株主総会の承認を受け、CRO に届け出なければならない。

株式会社の場合、資本増加分の株に対し、既存株主が現在の株の所有率により新規株を取得する優先権を持つ。第三者からの購入は、既存株主が優先的に取得できる期間が満了してから、未所有の株のみに対して可能である。

債権交換による増資は、当該企業に対して債権のある者がその金額を株に変換する場合に行われる方法である。この場合、当該企業が債権者とともに、債権額を新規株の譲渡により消化することについて合意しなければならない。

3.5. 合併・買収

ルーマニアにおいて、合併と買収（M&A）は会社法、会計上の要件に関する財務省令の特別規定、さらに CRO への登記の実施に関する特別規定に従って行われる。

M&A でルーマニア事業に参入するためには、会社法で認められた下記の 2 種類の方法がある。

A) 1 社の合併される側の企業が解散せず、全ての資産を吸収側の企業に移動する。

合併された企業の株主が、その元の株に対して吸収側の企業の株を受け取る方法。吸収側の企業は、配布する株の 10%以内を現金で支払うことができる。

B) 2 社以上の合併される側の企業が解散せず、全ての資産を一つの新企業に移動する。合併された企業における株主は元の株に対して、新企業の株を受け取る方法。この場合も、吸収側の企業は、配布する株の 10%以内を現金で支払うことができる。

合併には数段階がある。

- 関係企業それぞれの総会において、合併の基本計画を決定し、合併の規約について交渉するための取締役を任命する。
- 合併計画の準備をする。
- 合併計画を CRO で登記する。
- 合併計画が官報で公示された後、合併企業の債権者などからの異議申立てのために 30 日間を置く。
- 関係企業それぞれの総会において、合併を決定する。

- 関係企業から合併関係文書を CRO へ提出する。CRO から合併の件が管轄裁判所へ転送され、管轄裁判所から承認が発行される。

合併を計画する際は、合併企業の価値評価、合併に対する合併ボーナスの発行、税金関係の影響などを検討すべきである。また、合併前に、再編により法律上の問題が起こらないように株主会による評価を実施すべきである。合併企業の業種によっては、合併実施日前に第三者や関係者、関係当局、従業員代表、契約先などへの通知が必要になる場合がある。

3.6. 事業撤退

事業からの撤退方法には数種類ある。種類によっては、他者による管理となり、また清算が必要になる場合がある。しかしながら、撤退を決心した当事者にとっては撤退時期の決定と、損害がなるべく発生しない方法であることが重要である。現在の状況から先読みして撤退することが必要であり、倒産や資産整理に陥ってしまってからでは遅い。計画性と戦略のない撤退は、費用がかかり痛みを伴うものである。

複数の株主を持つ企業にとっての撤退とは、株を他の株主に売却することを意味する。また、中規模の企業では経営権の売却または引継ぎとなることがある。いずれの場合でも、撤退実施前には撤退戦略プロセスを固めなければならない。

企業の設立が、会社名を予約してから CRO での登記をするまでの最短 2 日間で可能であるのと異なり、会社登記を CRO から抹消するには、負債なく整理する場合 2 カ月間、負債がある場合は 2 年間かかることがある。事業終了にかかる費用も相応に高額になる。

事業終了には、CRO で清算、資産整理、抹消するための 3 段階が課せられているが、企業を解散する際に、株主の合意を得られないことがある。特に、負債があつたり利益が無かつたりする際は、十分注意が必要である。

A) 事業からの意図的撤退

企業の意図的解散の手順は、業種にかかわらず下記の 3 段階からなる。

- i. 株主総会により資産整理を決定し CRO に届け出る。
- ii. 公認清算士により清算手順を実施する。なお、公認清算士とはルーマニア倒産実施者全国組合の登録者を意味する。
- iii. 会社を CRO から抹消する。

支社の解散のためには、株主総会による決定書と事業免許書の原本を地域の CRO に提出することになっている。

ルーマニアで設立した会社の意図的な撤退を開始すると、原則として自動的に清算プロセスが開始される。ただし、特定の条件下においては、公認清算士を必要としない「同時清算」手続がある。それは、有限会社と例外的な特定企業のみにも適用される簡素な手続である。

株式会社や株式による限定連携の場合、同時清算手続は適用できない。また、企業の負債の清算または消化後、株主が企業の残存資産の配分に合意できない場合には、必ず清算士を任命する必要がある。

企業の撤退が総会で決定された日から、企業の整理後は、企業の役員などによる取引はできなくなる。それは、取引に関する責任をその個人が負うことになってしまうという問題が生じるためである。

撤退決定日以後、会社の負債整理のために、企業の管理は任命された清算士に移行する。清算過程完了後、清算士が整理して得た現金は株主に配分される。清算完了後、当該企業は商業登記簿から抹消される。

B) 破産、倒産、強制清算などの強制撤退

ルーマニアにおいても、2009～2011年の経済危機で、大小問わずかなりの数の企業が破産した。現行の倒産関連法は、負債のある会社に対して財務関係の義務を果たさせると同時に、万が一の撤退時の影響を最小限に抑えるための緩衝材のような役割を果たしている。

破産防止及び破産手続に関する法律（2014年85号、以下「倒産法」と表記）は、企業、企業グループ、貸付業者、保険会社、国際的倒産手続などをまとめたものである。倒産法は、EUの倒産関係方針と規制及び国連の国際貿易法評議会による倒産法を主な基盤としている。ただし、ルーマニアの倒産法は次の新たな観点を盛り込んでいる。

- 必要に応じ、同一企業グループに対する倒産手続の枠組みを設定。
- 債権者や負債者に対し、倒産申請に対する調査前に、負債者の資産を確保する暫定措置を可能とする。
- 民間企業については、公的ローンを利用した企業も負債返済に向けた努力を奨励。

そもそも倒産とは、損益の上では黒字だが、現金がなく負債が払えない状況を指す。負債の支払期限後60日過ぎても払えない場合に「倒産」とみなされる。また、負債の支払期限日に必要な資金がないと見込まれる場合、「倒産見込み」という状況になる。

倒産法では、負債企業を強制執行からなるべく保護したうえで再編できるようにするとともに、債権者が受け取るべき債権を取得できるようにすることを目的としている。

倒産は、該当企業の取締役、債権者、法律に明示された個人もしくは機関のいずれかが宣言できる。倒産手続は、負債額が4万レイ以上になった時点または従業員一人あたり総月給の6カ月分以上になった時に開始される。

法律による規定では、倒産に係る事態が発生してから30日以内に負債企業は倒産手続を申請しなければならない。また、会社法により清算中の企業の場合、任命された清算士が企業の倒産事態を認識した時点で、倒産宣言を提出しなければならない。

倒産手続は、「一般手続」と「簡易手続」の2種類がある。

一般手続には、司法再編段階と破産手順段階がある。簡易手続は、倒産企業が法律上の特定条件を満たした場合に適用され、破産手順のみからなる。

なお、過去5年以内に司法再編を行った負債者が倒産手続に入る場合は、再び司法再編する対象にならない。

司法再編とは、再編計画の準備・承認・確認・実施・フォローアップの準備を意味する。再編計画には下記の活動が含まれる。

- 負債者の営業関連または財務関連の業務を再編すること。
- 会社資本金の構成変更により企業を再編すること。
- 負債者の全部または一部の資産の清算により企業活動を縮減すること。

一方、破産手順とは、一般手続または簡易手続のどちらかの手順を踏んでから、負債企業の資産を清算後、その企業をCRO（商業登記局）から抹消することとなる。

裁判所の決定により倒産手続が開始されると、負債者からの訴訟や強制執行申請などは全て中止され、全てのやり取りが倒産手続の下で行われるようになる。なお、司法再編手順中には光熱費などの契約は解除できない。

倒産手続中は、企業における全ての営業、法律上の活動はできなくなり、関係裁判所の「倒産専門裁判官」の管理下で、任命された清算士により清算される。一方、債権者の権利を代表し、債権者総会が組織される。

倒産手続の終了については、下記の場合、倒産専門裁判官から命じられる。

- 負債者の保有資産がなくなった場合
- 負債者の資産では倒産手続の行政上の費用が負担できず、債権者もそれを負担しない場合
- 負債者の全ての責任が消化された場合

第4章 就労許可及び滞在許可

4.1. 査証／在留資格／労働許可／滞在許可

EU 圏外の国民がルーマニアで事業や就労活動をするには、一般的には入国前にルーマニアの短期または長期ビザを取得しなければならない。一方、米国、カナダ、日本など特定の国民について、一時的な滞在の場合、入国ビザは不要である。これらの国々には、現在 90 日から 180 日までの短期滞在が許されている。

労働ビザは、経済・商業目的、契約または交渉目的、その取引対象の商品の用途を把握または確認する目的、人材研修目的、ルーマニアにある企業の株主となる目的の外国人に許可される。労働ビザの資格がない EU 圏外の国民は、ルーマニアで就業する前に就労許可を取得しなければならない。

ルーマニア入国関係法により、勤務形態としては主に常勤就労者と高度技能者の就労許可が整備されている。就業者の職場、資格、報酬のレベルによって、雇用者がどちらかの就労許可を申請することになる。例えば、高度技能者であっても、就業先での給料が高度技能者基準に達しない場合は、単なる常勤就労者と登録されることになる。

ルーマニア企業の役員として、または海外企業のルーマニアにおける支社、支店、駐在員事務所のマネージャーとして任命された外国人は、特定の条件を満たした場合、就労許可が不要なく滞在許可を取得することができる。

就労許可取得後 60 日間以内に、D 類長期ビザを申請しなければならない。就労用長期ビザにより、発行後 6 カ月間以内、90 日間の滞在が許され、その保持者は入国直後から就労できる。

また、滞在期間を 90 日間よりも延長するには、長期ビザ保持者のみ、ルーマニアの滞在許可を申請することができる。その場合、長期ビザの満了日より 30 日前に滞在許可を申請しなければならない。なお、EU 加盟国からの異動者とその家族員には、ルーマニアから就労許可を取得する必要がない。

4.2. 移民審査の段階と所要時間

A) ルーマニア法人における就業の場合

➤ 申請手順（合計期間約 7～8 カ月）

1. 対象となる業務が可能なルーマニア人（もしくは EU の就業者）がいないことを確認する募集手順（雇用条件を満たしたルーマニア国民がいる場合は、外国人より優先されるため）。法律による募集期間は 20 日間。ただし、高度技能者の場合は不要。

2. 文部科学省発行の卒業証書など、証明書を取得（申請日から 30 日以内に発行）。
3. ルーマニア政府による、現地就業用の就労許可（申請日から 30 日～45 日以内に発行）。
4. D 類または AM 類長期就労ビザの発行（申請日から 20 日以内に発行）。
5. 現地就業用の滞在許可の発行（申請日から 30 日～45 日以内に発行）。滞在許可期間は、通常就業者の場合 1 年間、高度技能者の場合 2 年有効。なお、滞在許可は更新可能。

➤ **特定要件**

- 政府に対する税金は、従業員 1 人当たり 400 ユーロ。
- 2018 年まで、ルーマニアは EU 域外の外国人に対して異なる最低賃金を課しており、これは外国人労働者の雇用を抑制するための慣行であった。しかし、労働力不足により同国経済が苦境に陥ったため、2018 年 11 月より、外国人の最低賃金をルーマニア国民に適用される最低賃金に合わせる法律（法律 2018 年第 247 号）が導入され、現在、総額で 3,300 レイ / 月 ≒ 670 ユーロ / 月となっている。
- 高度技能者の場合は、目的業務に関連した大卒以上の証書を有し、勤務契約期間が 1 年以上でなければならない。
- ルーマニアにおける就労許可用の提出文書のうち、犯罪履歴、アポストイーユ付証書など、申請者の本国当局から取得するものがある。

B) EU 外の企業からの異動者または ICT の場合

➤ **申請手順（合計期間約 7～8 カ月）**

1. 文部科学省発行の卒業証書など、証明書を取得（申請日から 30 日以内に発行）。
2. ルーマニア政府による、企業内転勤（ICT）または異動者用の就労許可（申請日から 30 日以内に発行）。
3. D 類または DT 類長期就労ビザの発行（申請日から 10 日以内に発行）。
4. ルーマニアの労働管理局に対する異動期間開始通知書の送付（2～3 日間）。
5. 異動者または ICT 用の滞在許可の発行（申請日から 30 日以内に発行）。滞在許可期間は、一般異動者の場合 1 年間、ICT 就業者の場合 3 年有効である。

➤ **特定要件**

- 政府に対する税金は、従業員 1 人あたり 400 ユーロ。
- ルーマニア国民に適用される最低賃金の水準は、現在、月 3,300 レイ ≒ 月 660 ユーロ。

- ICT 就労者は、経営陣または専門家としてのみ異動可能である。
- 一般異動者の場合は、出向元と出向先の企業の合意書が必要。ICT 就労者の場合は、さらに出向元と出向先の関係を証明する文書が必要である。
- ルーマニアにおける就労許可の提出文書のうち、犯罪履歴、アポステイーユ付証書など、申請者の本国当局から取得するものがある。
- EU 圏外の出向元企業から、異動開始より 5 日間以内に、ルーマニアの労働当局に対して通知書を送付しなければならない。

C) EU 企業からの異動者の場合

➤ EU 在住文書を保有する、EU 圏外の国民のための申請手順（合計期間約 1～2 カ月）

1. D 類または DT 類長期就労ビザの発行（申請日から 10 日以内に発行）。
2. ルーマニアの労働管理局に対する異動期間開始通知書の送付（2～3 日間）。
3. 異動者用の滞在許可発行（申請日から 30 日以内に発行）。滞在許可期間は 1 年間で、更新可能である。

➤ 特定要件

- 政府に対する税金は、従業員 1 人当たり 180 ユーロ。
- ルーマニア国民に適用される最低賃金の水準は、現在、月 3,300 レイ≒月 660 ユーロ。
- 申請者は在住中の EU 加盟国による在住証明書を保有しなければならない。
- EU の出向元企業から、異動開始より 1 日前までに、ルーマニアの労働当局に対して通知書を送付しなければならない。

➤ 特別規定

- 在 EU 企業より出向する異動者は、その出向元の企業のある国の在住証明書を保有していれば、就労許可の取得が免除となる。ただし、その場合の異動者はルーマニア国内における法律上の住所を持ち、ルーマニアの滞在許可を取得しなければならない。
- EU または EEA またはスイスから出向する異動者は、その出向元の国における在住証明書が有効である限り、ルーマニアにおける異動者としての在留期間が延長できる。

4.3. 就労許可または滞在許可の更新または変更

ルーマニア当局による滞在許可の滞在許可期間は通常 1 年間で、更新可能である。一方、特定の

場合に限り、当初から 2～5 年間有効な滞在許可を発行可能である。

なお、ICT 異動者の場合と欧州・EEA・スイスに駐在する出向元の場合以外、異動者用の滞在許可は一年を超える延長ができない。したがって、一般異動者はルーマニアでの滞在を延長するために、在留目的を変更しなければならないことになる。

ICT 異動者の場合は、入国用文書の有効期間が専門家の場合は最大 3 年間、研修者の場合は最大 1 年間である。異動期間を 3 年より長くするためには、当該外国人は一旦国外退出し、新たな異動手順を実施しなければならない。

ただし、前述したとおり、EU、EEA、スイスのいずれかから出向する異動者は、その出向元の国における在留証明書が有効である限り、ルーマニアにおける異動者としての在留期間を延長できる。

一般的に、ルーマニアにおける滞在許可を更新するには、許可期間満了日より 30 日前までに申請しなければならない。

4.4. 異動者の納税登録

ルーマニアにおいて何らかの活動をするために任命された外国人は、特定条件が満たされている場合、任命日から 30 日以内に税務登録をしなければならない。

ルーマニア企業などで活動をする外国人は、居住者でなくとも、国内において滞在した日数にかかわらず、その収入に対してルーマニアで納税しなければならない。ただし、二重課税防止協定がある場合、その規定が優先される。この規定に基づく免税申請のためには、本国における在留証明書とそのルーマニア語訳文を提出しなければならない。

二重課税防止協定がない、または何らかの理由により免税申請ができない非居住者は、ルーマニアでの活動の初日からルーマニアの課税対象者となる。

課税対象者個人が毎月の所得税を計算して届け出をし、翌月 25 日までに納税する責任を有する。納税期限の不順守に対しては、滞納金や罰金が発生する。

なお、現地で勤務契約をする外国人の場合は、そのルーマニアの雇用者が所得税を計算して届け出をし、納税する義務がある。

また、異動者の出向先となっているルーマニアの企業は、それぞれの個人異動者に関して、活動開始と終了を 30 日以内に、税務当局に通知する義務がある。この義務は、長期・短期にかかわらず適用される。

第 5 章 会計と監査

5.1. 会計及び財務報告

会計・財務の報告や監査に対する要件は、EU のガイドラインに記載された会計・財務報告に基づいている。

会計・財務報告を制定する現行の法律には、改正法（会計法）1991 年第 82 号改正法と、財務省令 2014 年第 1802 号、さらに国際財務報告基準（IFRS）に基づいた、ルーマニアの財務諸表の作成をめぐる財務省令 2005 年第 907 号、同 2006 年第 1121 号、同 2012 年 881 号、同 2016 年 2844 号がある。

ただし、銀行、銀行以外の金融機関、保険業者、保険ブローカー、年金機構など、ルーマニア国立銀行（NBR）または財務監査当局（FSA）の管轄下となる組織の規定は、その当局による特定の財務規定を元に制定されている。

会計法では、ルーマニアの個人および法人に関する一般的な会計枠組みが制定されている。財務省令 2014 年第 1802 号では、財務報告及び関連会計の要件が規定されている。財務省令 2014 年第 1802 号は、以前の独立財務諸表をめぐる第 4 方針と連結財務諸表をめぐる第 7 方針を更新した欧州議会・理事会指令 2013 年第 34 号における年間財務報告、連結会計報告、特定種類の請負に対する報告書に関する規定を反映すべく、2015 年 1 月 1 日から発効している。

この財務省令は、規制市場で上場許可されていない企業をカバー範囲としている。それらの企業は、特定基準により、配当用に財務諸表を完全または簡易な形で作成し、総会で承認するよう義務付けられている。

財務上、企業は、零細企業、小規模企業、中規模及び大規模企業の 3 種類に区分される。現在どれかの種類となっている企業が、連続 2 年間その区分基準に応じなくなった場合、区分が見直される。

零細企業とは、決算日の時点で下記項目のうち、2 項目以上の基準値を超えない企業となる。

- ・ 売上高（届け出年度） 300 万レイ
- ・ 合計資産（年度末） 150 万レイ
- ・ 従業員数（届け出年度平均） 10 人

なお、上記項目はあくまでも財務報告に対するもので、納税に関してはまた別の基準がある（本書の納税関係参照）。

財務省令によると、零細企業は、専用の簡易財務諸表を作成するように求められている。簡易財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、簡易財務諸表に対する注記からなる。

小規模企業とは、上記の零細企業の基準を満たさず、下記項目のうち、2項目以上の基準値を超えない企業となる。

- 売上高（届け出年度） 3,500 万レイ
- 合計資産（年度末） 1,750 万レイ
- 従業員数（届け出年度平均） 50 人

なお、上記項目のうち、2項目以上の基準値を超える企業は中規模及び大規模企業となる。

中規模及び大規模企業は、完全な財務諸表を作成しなければならない。完全な財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記からなる。

なお、完全な財務諸表報告が必要とされていない企業の場合、持分変動計算書とキャッシュ・フロー計算書は任意作成となる。

零細企業による簡易財務諸表とは、簡易貸借対照表、簡易損益計算書、簡易財務諸表に対する簡易注記となる。

5.2. 連結財務諸表

株式上場企業ならびに特定基準により限定される企業の場合は、連結財務諸表を作成・提出する必要がある。連結財務諸表は、財務省令第 1802 号に基づいた財務諸表に追加して提出しなければならない。財務省令第 1802 号に基づいて報告義務がある企業は、IFRS に基づいた連結財務諸表を任意で併せて作成することができる。

上述の特定基準とは、直近年度の財務諸表によって、下記項目のうち、2項目以上の基準値を超える中規模及び大規模企業のことを指す。

- 売上高（届け出年度） 4,800 万レイ
- 合計資産（年度末） 2,400 万レイ
- 従業員数（届け出年度平均） 250 人

上記基準を超えないグループは、（本節の連結財務諸表の要件に対して）「中」または「小」の 카테고リーに区分される。連結財務諸表の提出義務がある企業は、この意味で「大」グループとなる。

なお、全体の成果を作成した大グループの場合、グループが 90%以上の株をもったその企業の一員に対して、残りの株主から連結財務諸表を作成しないことを承認した場合は、その一員の連結財務諸表の作成は免除される。ただし、上場企業は免除の対象にならない。

上場企業の支社があるグループは、「中」または「小」グループであっても、連結財務諸表を免除されることはない。

連結財務諸表と併せて、監査報告には経営者報告を添付しなければならない。

5.3. IFRS財務諸表の作成

財務省令 2005 年第 907 号では、金融機関に対して、利用者への情報提供目的で、2006 年 12 月 31 日に終了する年度に関し、IFRS に基づいた年次財務諸表の提出を求めていた。したがって IAS 第 27 号により、親会社と定義された金融機関からの連結財務諸表が暗に必要となっていた。その後、財務省令 2006 年第 1121 号により、金融機関などを対象に、IFRS に準拠した財務諸表の作成に関する追加要件が明示された。

2012 年度以来、規制された市場での証券取引が認められている企業に対して、個別の独立した年次財務諸表は IFRS に従うことが義務付けられた。これらの企業は、財務省令第 1802 号による法定財務諸表を作成する必要がなくなり、財務省令 2012 年第 1286 号に代わり、2016 年第 2844 号が関連会計規定となった。

なお、ルーマニア国立銀行令 2009 年第 15 号により、金融機関に対して発行された法定財務諸表に関して、IFRS に対応した財務諸表の再発行が求められている。さらに、同令 2010 年第 9 号により、2012 年以降は IFRS が金融機関に関する唯一の会計規定となった。

5.4. 主な簿記と文書提出をめぐる要件

簿記に関しては、下記の書類整備及び提出が義務化されている。

日常会計業務

- 日々の収支により更新する少額現金帳簿
- 日常の取引を時系列で入力した会計帳簿

月次会計業務

- 当該月の試算収支書（提出は年一回が必須）
- 当該月購入・売上を基に翌月 25 日までに支払いまたは回収する付加価値税額。ただし、小規模企業の場合は、回収分を四半期ごとに作成することになっている。
- 購入売上台帳
- 日常取引台帳

- 総合台帳
- 翌月25日までに、給与計算書、給与関連の税金・社会保障費の算出、還付申請額を提出。
- 該当する場合のみ、翌月15日までに国立統計局にIntrastat報告書を提出。
- 該当する場合のみ、翌月25日までにVIIES報告書を提出。
- 該当する場合のみ、国内での購入・販売報告を翌月30日までに提出。

ただし12月のみ、税金の還付申請の期限は21日になる。

四半期会計業務

- 法人税還付申請を当該四半期の翌月25日までに提出。
- (付加価値税の還付申請を四半期ごとにする企業の場合) 当該四半期の付加価値税の支払額または回収額を当該四半期の翌月25日までに提出。

年次会計業務

- 前年度末から5カ月(上場企業は4カ月)以内に行った総会后15日以内に、財務省令第1802号に従って作成した財務諸表を全国税金管理局へ提出。
- 海外企業のルーマニア支社も、財務省令第1802号による法定財務諸表を作成し、全国税金管理局へ提出する必要がある。なお、EU内の支社は、年次会計報告のみ作成・提出する必要がある。
- 資産棚卸台帳
- 法人税還付申請を当該四半期の翌月25日までに提出。
- 非居住者に収入として支払った場合、源泉徴収税の還付額に関する年次税金計算書を、前年度分に対して2月末日までに提出。
- 源泉徴収税額、ギャンブルによる収入、資本金の損益を、受益者ごと作成した年次計算書を翌年度2月末日までに提出。

5.5. その他の年次財務諸表の提出について

会計法に基づき、すべての企業は年次財務諸表を財務省・国税庁に提出することが義務付けられている。提出期限は前年度末から150日以内。

金融庁の監督下にある企業は、報告年度末後の4月30日までに、会計監査人の監査報告書を添付した年次財務諸表を金融庁に提出することが義務付けられている。

金融機関はルーマニア国立銀行(NBR)の監督下にあり、年次監査済法定財務諸表およびIFRSに従って作成された年次監査済財務諸表をNBRに提出することが義務付けられている。

金融庁の監督下にある保険・再保険ブローカーは、会計監査人の監査報告書を添付した財務諸表を、報告年度末後の4月30日までに金融庁に提出することが義務付けられている。

5.6. 監査

中規模・大規模企業（上記 5.1.参照）、公益企業（上場企業、金融機関、国有企業、国営企業、自治行政機関（ルーマニア語で "regii autonome"））に分類される基準を満たす全ての企業は、会計監査を受けることが義務付けられている。このような監査は、ルーマニア会計監査人委員会（CAFR）のメンバーである 1 名以上の独立した外部会計監査人により実施されることが義務付けられている。

また、決算日の時点で下記項目のうち、直近の連続する年度において 2 項目以上の基準値を超えた企業に対して会計監査が義務付けられている。

- 売上高（年度） 3,200 万レイ
- 合計資産（年度末） 1,600 万レイ
- 従業員数（年度平均） 50 人

上記区分以外の企業は、特定の管轄当局または法規がない限り、会計監査を必要としない。

独立の外部会計監査人による監査を受けていない SA に関しては、会社法により財務諸表とともに、当該企業の監査役による監査報告書が必要となる。なお、SA では独立性及び資格基準を満たした監査役を 3 人以上任命しなければならない。

監査の適用基準は IFAC（国際会計士連盟）の国際監査基準に従い、CAFR（ルーマニア会計監査人委員会）により規定されたものとなる。

法律 1990 年第 31 号（会社法）により、監査が必要とされる企業は当該年度の総会日より 15 日前に株主に対して監査報告書を提供しなければならない。

2017 年 7 月 12 日に、年次財務諸表及び年次連結財務諸表の法定監査並びにその他の法規の改正に関する法律 2017 年第 162 号が官報第 548 号で公布された。その法律の規定により、法定監査の実施者は、法律に従って CAFR に登録し、公的電子登記簿に登録された会計監査人または監査法人でなければならない。なお、会計監査人または監査法人は ASPAAS（法定監査監督機関）によって承認を受けることになっている。

第6章 税制

6.1. 税率の概要

税区分	税率 (%)	備考
法人税率	16	(a)
キャピタルゲイン税率	16	(a)
支店税率	16	(a)
源泉徴収税率		(b)
配当金	8	(c)
利息	16	(d)(e)(f)(g)
ロイヤルティ	16	(d)(f)(g)
手数料	16	(d)(g)
海外で提供される特定のサービス	16	(d)(g)(h)
ルーマニア国内で提供されるサービス	16	(d)(g)
ギャンブル	(i)	
支店送金税	0	

欠損金の繰越期間		
キャリーバック	0年	
キャリーフォワード	5年	(j)

(a)6.2項参照

(b) これらの源泉徴収税率は標準税率であり、最終税率である。二国間租税条約やEU指令により軽減されることがある。

(c) 他のEU加盟国に居住する法人またはEU加盟国に居住する法人の恒久的施設に支払われる配当金については、配当金受領者と支払者に関する一定の条件が満たされる場合、この税金がゼロに軽減される場合がある。これらの条件については「配当金」の項で後述する。ルーマニアの法人がEUまたはEEA加盟国の法律で定義された年金基金に支払う配当は、情報交換手段がある限り、ルーマニアでの源泉徴収税が免除される。

(d) この源泉徴収税は、所得がルーマニアの恒久的施設に帰属しない場合にのみ適用される。

(e) 非居住者が受け取る以下の種類の利息は源泉徴収税の対象とはならない。

- 自国通貨建および外国通貨建の公的債券の利息
- ルーマニア国立銀行が金融政策遂行のために発行した金融商品に関する利息
- ルーマニアの法人が、EU加盟国またはEEA加盟国の法律で定義された年金基金に支払う利息。

- 所轄監督当局の承認を受けた目論見書に基づいてルーマニアの法人が発行した金融商品の支払利息。
- (f) 以下の主な条件を含む一定の条件を満たした場合、利息およびロイヤルティに対する源泉徴収税率は0%となる。
- 利息またはロイヤルティの受益者は、EU加盟国に居住する法人、またはEU加盟国に居住する法人の恒久的施設である。
 - 利息またはロイヤルティの受益者は、利息またはロイヤルティの支払日に終了する少なくとも2年の連続期間に、ルーマニアの事業体の価値または参加権数の少なくとも25%を保有している。
- (g) 他のEU加盟国またはルーマニアと二国間租税条約を締結している国に居住する非居住者が得た所得については、税率は10%である。
- (h) この源泉徴収税は、国外で提供されるマネジメントおよびコンサルタント業務にのみ適用される。国際輸送およびそれに付随する役務の提供には源泉徴収税は課されない。
- (i) ギャンブルによる所得は源泉徴収税が課される。納税額は、参加者がギャンブル所得の主催者または支払者から受け取る総所得ごとに、以下を適用して決定される：

総所得（レイ）	納税額
10,000 まで	3%
10,000 超 66,750 まで	300 レイ + 10,000 を超える部分は 20%
66,750 超	11,650 レイ + 66,750 を超える部分は 40%

- (j) 欠損金はインフレ調整されない。2024年または2024年開始の修正課税年度から発生する欠損金は、その後5年間連続して得られた課税所得の70%の割合で回収（相殺）される。2023年12月31日現在、2024年より前の年度に発生した欠損金で、2023年12月31日現在で回収可能なものについては、欠損金計上年度から連続する7年間における残りの回収可能期間において、課税所得の70%を限度として回収（相殺）される。

6.2. 法人税制

ルーマニア税法は2004年1月1日に施行された。この法典は主要な租税法を統合し、改正に特定の法理上のルートを要求することで、より安定した租税法の枠組みの基礎を提供している。2015年9月10日、ルーマニア税法は再公布され、2004年の初版以降に行われた様々な改正が統合され、新たな規定も盛り込まれた（2016年1月1日より施行）。

➤ 課税年度

ルーマニアでは、課税年度は暦年である。しかし、暦年と異なる会計年度を選択した納税者は、会計年度に沿った課税年度を選択することもできる。このオプションは、零細企業の納税者（「零細企業税制」の項も参照）には適用されない。

➤ 納税者

ルーマニアでは以下のカテゴリーが課税対象となる。

- ルーマニアの法人（各メンバー/参加者が課税対象となる税務上の「透明事業体」を除く）
- 非居住法人のルーマニア恒久的施設。
- ルーマニアに実質的な経営拠点を有する非居住者法人
- 非居住者であり、ルーマニアに所在する不動産から、またはそれに関連して収入を得る法人、またはルーマニアの法人が保有する株式の売却／譲渡から収入を得る法人（「キャピタルゲイン税」の項も参照）
- ルーマニアに登記事務所を有し、欧州法に従って設立された法人

ルーマニアの法人、ルーマニアに実質的な経営拠点を有する非居住者法人、ルーマニアに本社を置きながら欧州の法令に従って設立された法人（すなわち欧州法人）は、全世界所得に対して課税される。ルーマニアの法人間において法人格のない組合は、各パートナーのレベルで個別にルーマニアで課税される。ルーマニアの法人と外国法人との間の法人格を有しない組合については、"源泉徴収税"の項を参照。

非居住者法人および非居住者法人のルーマニア恒久的施設は、ルーマニアに所在する不動産から、またはそれに関連して、あるいはルーマニア法人に保有される株式の売却/譲渡から所得を得る場合、ルーマニア源泉の所得に対してのみ課税される。

➤ 恒久的施設 (PE)

PEは、非居住者の活動の全部または一部が、直接または従属する代理人を通じて行われる場所と定義される。ルーマニアにおける恒久的施設は、特に、6 カ月を超える期間存在する事務所、支店、工場、鉱山、石油・ガス採掘用地、建築用地によって構成される。また、恒久的施設には、他のEU加盟国の企業・団体が関与する事業再編（合併、スピノフなど）中のルーマニア法人の資産・負債を使用して活動を継続する場所も含まれる。

ルーマニア税法は、非居住者がルーマニアで行う活動が PE を形成するか否かを評価する際に、OECD モデル租税条約第 5 条の注釈の適用可能性に直接言及している。

ルーマニアの PE を有する非居住者の利益は、それぞれの PE に帰属する範囲でルーマニアで課税される（非居住者とルーマニアの PE との間で行われる移転については独立企業間原則を遵守す

る)。

ルーマニアの法人および外国法人のルーマニアの恒久的施設は、ルーマニアで建設・組立工事、監視、コンサルタント、技術支援、その他の活動を行う非居住者法人または個人と締結した契約について、関連税務当局に通知しなければならない。

➤ 法人税 (CIT)

居住法人は全世界所得に対して課税される。法人が以下の条件のいずれかを満たす場合、その法人はルーマニアの居住者となる。

- ルーマニアにおいて設立されている。
- 実質的な管理・統制の拠点はルーマニアにある。
- ルーマニアに本社を置き、欧州法に基づいて設立された法人である。

ルーマニアでは別個の法人とみなされない団体やコンソーシアムは、税務上透明性がある。組合またはコンソーシアムの構成員（例えば、構成員がルーマニア人か、非居住者か、個人か、法人か）によって異なる税法が適用される。

ルーマニアに実質的な経営拠点を持たない非居住者企業は、特定取引から生じるキャピタルゲインを含め、ルーマニア源泉所得にのみ課税される（「キャピタルゲイン」の項を参照）。

法人税の標準税率は16%である。

ルーマニアに実質的な経営拠点を持たない非居住者企業は、支店、恒久的施設、または特定のコンソーシアムを通じてルーマニアで事業を行い得た収益に対して、標準税率16%で課税される。ルーマニアにおける外国企業の恒久的施設は、以下のような特定の形態で構成することができる。

- 経営拠点
- オフィス
- 支店
- 工場
- 鉱山、油井、ガス井、採石場、その他天然資源の採掘場所
- 6か月を超える期間存在する建築用地
- 国境を越えた組織再編の対象となるルーマニアの法人の資産および負債を用いて活動を継続する場所

外国企業は通常、ルーマニアに所在する不動産および天然資源の開発からルーマニアで得た利益、および特定のキャピタル・ゲイン（「キャピタルゲイン」の項を参照）に対しても、標準的な法人税率で課税される。

駐在員事務所には年間1万8,000レイ（約3,600ユーロ）の税金が課される。

➤ 法人税-欠損金の繰越

2024年または2024年開始の修正課税年度から発生する欠損金は、その後5年間連続して得られた課税所得の70%の割合で回収（相殺）される。2023年12月31日現在、2024年より前の年度に発生した欠損金で、2023年12月31日現在で回収可能なものについては、欠損金計上年度から連続する7年間における残りの回収可能期間において、課税所得の70%を限度として回収（相殺）される。

➤ 最低売上税（MTT）

2024年1月1日以降、前年度の売上高が5,000万ユーロを超える納税者（金融機関および石油・ガス産業で活動する法人を除く）。

具体的には、報告年度において、課税年度/修正課税年度の期首から四半期/年度末までの累計法人税が、以下の計算式に従って設定されたMTTを下回る納税者は、最低売上税の水準で法人税を納付する義務がある。

最低売上税は、計算式に従って算出される： MTT （ルーマニア語でIMCA） $= 1\% \cdot (VT - V_s - I - A)$ 。

- **VT** - 課税年度/修正課税年度の期首から四半期/年度末までの累積計算による総収入
- **V_s** - 控除金額を表し、課税年度/修正課税年度の期首から四半期/年度末までの累計で計算され、以下を含む：(i) 財政法第23条および第24条に規定される非課税収入、(ii) 製品在庫原価に関連する収入、(iii) 実行中のサービス原価に関連する収入、(iv) 有形・無形資産の生産による収入、(v) 補助金による収入、(vi) 株式または自己の有形資産を表す商品に生じた損害に対する保険・再保険会社からの補償による収入
- **I** - 2024年1月1日/2024年に始まる修正課税年度の初日から四半期/年度末までに実施された資産の取得/生産額
- **A** - 2024年1月1日/2024年に始まる修正課税年度の初日から購入/生産される資産の会計上の減価償却費。この指標には、指標Iの値に含まれる資産の会計上の減価償却費は含まれない。最低売上税を決定するための計算式を適用した結果、マイナスとなった場合、税額はゼロとなる。

スポンサーシップおよび/またはパトロン活動を行う納税者は、売上高の0.75%から法人税の20%までの最低水準で、関連する金額を最低売上税から控除することができる。

ただし、最低売上税が課される場合、特別法により法人税が免除、減額、またはその他法人税から控除される金額は控除できず、緊急政令2020年第153号に基づく法人税の減額も控除できない。

電力または天然ガスの配給・供給・輸送を専ら行う経済事業者で、エネルギー国家規制局（ANRE）の規制・認可を受けているものは、最低売上税は免除される。

➤ 金融機関および石油・ガス産業に従事する企業に対する追加税

金融機関及び石油・ガス産業で事業を行う法人には、最低売上税の適用除外として以下のような特別規制が適用される。

a. 金融機関に対する追加税

2024年1月1日以降、金融機関（ルーマニア法人）および金融機関のルーマニア支店（外国法人）に対して追加税が課される。

金融機関は、法人税に加えて、売上高（具体的に定義されている）に対して以下の税率を適用して計算した最低売上税を支払わなければならない。

- 2024年1月1日~2025年12月31日 2%
- 2026年1月1日~ 1%

最低売上税は、以下のように四半期ごとに計算、申告、納付される。

- 第1四半期から第3四半期については、支払が行われた四半期の翌月25日まで
- 第4四半期については、翌年の3月25日まで

法人税の計算上、最低売上税は損金不算入項目となる。

b. 石油・ガス産業に従事する企業に対する加算税

2024年1月1日以降、石油・ガス産業で事業を行い、前年度の売上高が5,000万ユーロを超える企業に対して追加課税が設けられる。

法人税に加え、最低売上税が以下の計算式に従って算出される： $ICAS=0.5%*(VT-Vs-I-A)$ 。

法人税計算上、最低売上税は損金不算入項目となる。

最低売上税は、以下のように四半期ごとに計算、申告、納付される。

- 第1四半期から第3四半期については、支払が行われた四半期の翌月25日まで
- 第4四半期については、年次法人税申告書の提出期限まで

最低売上税は、2024年1月1日から2025年12月31日までの期間（修正課税年度を有する納税者については、2024年に開始する修正課税年度から2026年に終了する修正課税年度までの期間）に適用される。

2026年1月1日以降（2026年開始の課税年度を修正）、石油・ガス産業で活動する納税者は、最低売上税を適用する。

石油・ガス産業および電力・天然ガスの配給・供給・輸送活動を行い、ANREの規制・認可を受けている納税者は、特定の税額を決定する際の計算式から、電力・天然ガスの配給・供給・輸送活動に関連する要素を指標VT、Vs、IおよびAに含めない。

独占的に電力または天然ガスの配給・供給・輸送を行い、ANREの規制・認可を受けている納税者は、最低売上税が免除される。

▶ 零細企業

一定の条件を満たすルーマニアの法人は、零細企業税制の適用を選択することができる。零細企業税制は、課税収益に1%または3%の税率を適用して算出されるが、特定の収益については免除される。

零細企業とは、前事業年度の12月31日時点で、以下の条件を累積的に満たすルーマニアの法人を指す。

- a) 収益が50万ユーロを下回る
- b) コンサルティング収入および／または経営収入（税務コンサルティング、会計および監査を除く）を除く、派生収入が総収入の80%以上
- c) 少なくとも1名の従業員（フルタイム、またはパートタイム協約に規定された規範の端数を合計したものがフル規範に相当する場合はパートタイム）を有する
- d) 零細企業所得税制を適用するルーマニアの最大1つの法人において、直接・間接を問わず、株式価値・議決権数の25%以上を所有する株主を有する
- e) 法律で義務付けられている場合は、期限内に財務諸表を提出
- f) その株式資本は、国および行政区画以外の者が所有している
- g) 法律に従って商業登記簿または裁判所に登記された、解散、清算に続く清算中でないこと

会社が50万ユーロの基準額を下回っているか上回っているかの判断には、関連企業の収益も考慮される。

2024年1月1日現在、零細企業の所得税率は以下の通りである。

- 収益が6万ユーロを超えず、NACEコード（5832、5829、6201、6209、5510、5520、5530、5590、5610、5621、5629、5630、6910、8621、8622、8623、8690）による収益を計上していない零細企業は1%。
- 収益が6万ユーロを超える（ただし50万ユーロの閾値内）、またはNACEコード5832、5829、6201、6209、5510、5520、5530、5590、5610、5621、5629、5630、6910、8621、8622、8623、8690（ソフトウェア開発／編集、ケータリング業、法律扶助、医療扶助、歯科扶助）に該当する活動を第一次または第二次的に行っている零細企業は3%。

零細企業税制は2023年1月1日より任意適用となり、ルーマニア法人設立時に自動的に適用されることはない。法人は、上記5つの条件（上記a~e）を満たさない場合、課税年度中に法人税制度に切り替えなければならない。

零細企業の納税者が発生させた欠損金は、使用または繰越することができない。法人が零細企業税制を適用する前に発生した欠損金は、法人税制を再び適用するまで繰り越すことができるが、法律で定められた標準的な5年以内に限られる。

➤ キャピタルゲイン

キャピタルゲインは課税所得に含まれ、通常の法人税率で課税される。

非居住者会社によるキャピタルゲインも、以下の処分により生じるものであれば16%の標準税率が適用される。

- ルーマニアに所在する不動産
- ルーマニア居住会社の参加権（株式）

法人格を持たない非居住者の集団募集团体が、ルーマニアの居住企業に直接または間接的に保有される価値権（オープン・ファンドの証券参加権、デリバティブなどのその他の金融商品）および参加権の譲渡によって得た所得、ならびに非居住者がルーマニアの居住企業に保有される参加権および価値権の外国資本市場での譲渡によって得た所得は、ルーマニアでは課税されない。

ルーマニアの居住法人またはルーマニアと二国間租税条約を締結している国の法人が保有する株式の売却または譲渡から得た所得は、納税者が株式を発行した法人の株式資本の10%以上を1年間継続して保有している場合、課税所得に含まれない。

➤ 納税管理事項

一般的に、課税年度は暦年である。しかし、企業によっては暦年以外の課税年度を選択することもある。

法人税法では、法人税の納税義務者（会社、支店、恒久的施設など）は、四半期ごとに確定申告を行い、第1四半期、第2四半期、第3四半期の翌月25日までに法人税を納付しなければならない。

一般規則の例外として、銀行による納付は、前年の法人税に基づき、インフレ率で調整した金額を前払いする。これらの納付は、四半期ごとに、第1四半期、第2四半期、第3四半期の翌月25日まで、および第4四半期は、各年の12月21日までに行わなければならない。この規定は、新設銀行および前年に税務上の損失を計上した銀行には適用されない。これらの銀行は、当四半期の会計利益に16%の税率を適用する。

その他のすべての法人税納税者は、一定の条件を満たせば、四半期ごとの前払いによる法人税の申告・納付を選択することができる。

法人税の確定申告は、翌年の3月25日までに行い、法人税の残額を納付しなければならない（例外として、2021年から2025年までの期間については、ほとんどの納税者について6月25日までに変更される）。暦年課税でない納税者については、法人税の確定申告書を提出し、法人税の残額を納税期日の翌日から起算して3カ月目の25日（例外として、2021年から2025年までの期間については、ほとんどの納税者について6カ月目の25日に変更される）までに納付しなければならない。

法人税納付者が消滅した場合は、確定申告書を提出し、特例に基づき法人税を納付しなければならない。

年次財務諸表は、期末後所定の期間内に提出しなければならない。以下はその期間である。

- 企業（一般）、国営企業、研究開発機関 150日
- 特定の法人、個人、団体 120日
- 設立後、活動を行っていない会社 60日

企業が期限までに税務申告を行わなかった場合、通常500～5,000レイの罰金が科される。

企業は、納付すべき税金を納付していても、申告遅延による罰金を納付する義務がある。納税が遅れた場合、以下の延滞利息および延滞違約金が課される（別段の定めがある場合を除く）。

- 遅延利息（遅延1日につき0.02%で計算）
- 遅延1日につき0.01%の遅延損害金
- 未報告または不正確に報告された義務に対する罰金（遅延1日につき0.08%で計算）
- 地方税の納付遅延に対するペナルティ（遅延月または遅延月の一部につき1%）

➤ 配当金

配当に対する源泉徴収税率は、2023年1月1日以降の配当から、すべての配当受益者（ルーマニア国内外の個人および法人）に対して5%から8%に引き上げられた。

ルーマニアの居住企業が居住企業に支払う配当金には8%の源泉徴収税が課される。この8%の税金は最終的な税金とみなされるため、配当金は受取人の課税所得には含まれない。ただし、ルーマニアのEU加盟により、ルーマニアの居住企業が、配当支払日に終了する少なくとも1年間、支払企業の株式の10%以上を保有する居住企業に対して支払う配当には課税されなくなった。

ルーマニアの法人が非居住株主に対して分配／支払を行う配当金の税務上の取扱いについては、源泉徴収税の項を参照のこと。

➤ 外国税の軽減

外国税は、ルーマニアと外国との間の二国間租税条約の規定に基づき、ルーマニアの税金から控除できる場合がある。EU 加盟国または EEA 加盟国に居住する外国法人のルーマニアの恒久的施設は、他の EU 加盟国または EEA 加盟国から所得を得る場合、一定の条件の下で、ルーマニアの恒久的施設が所得を得た国で納付した税金について税額控除を受けることができる。

➤ 課税所得の決定

課税所得は、その課税年度において発生したすべての収入と費用の差額から、非課税収入およびその他の税額控除を差し引き、さらに控除対象外費用を加えたものとして計算される。

会計上の誤謬は、その年の計上方法（利益剰余金または損益計算書）によって税務上の取り扱いが異なる。

ルーマニア税法は、国際財務報告基準（IFRS）に準拠した会計規則を適用する納税者が遵守しなければならない特別な規則も規定している。

課税結果を決定するために、納税者は納税証拠登録簿を作成し、保管しなければならない。

➤ 非課税収入

非課税とされる主な収入には、特に以下のものが含まれる。

- ルーマニア法人からの受取配当金
- ルーマニアが二国間租税条約を締結している国に居住する外国法人から受領した配当金は、ルーマニアの法人が配当支払日に終了する 1 年間、配当金を分配する法人の株式資本の 10% 以上を保有している場合に限り、ルーマニアでは非課税となる。加えて、EU 居住法人から受領した配当の場合、その配当は EU 居住法人のレベルで損金算入されない限り、ルーマニアにおける非課税収入となる。
- 準備金、利益または発行プレミアムの組入れにより資本が増加し、他の事業体が保有する参加権利の価値が増加した場合に計上される利益。
- 控除対象外費用および控除が認められなかった引当金の戻し入れによる収入
- 特定の規則により明示的に規定された非課税所得
 - IFRS に準拠した会計規則を適用する納税者が計算・計上する繰延利益税からの収益
 - IFRS に準拠した会計規則を適用する納税者による、公正価値モデルによる不動産投資／生物資産の事後評価による公正価値の変動に相当する収益
 - 株式の評価・再評価・売却・譲渡に由来する所得。ただし、納税者が、他方の会社（ル

ーマニアの会社またはルーマニアと二国間租税条約を締結している国の納税義務者) の株式資本の 10%以上を 1 年間継続して保有する会社であることを条件とする。

- ただし、(i)納税者が清算される会社の株式資本の 10%以上を 1 年間継続して保有し、(ii)その会社がルーマニアの会社またはルーマニアと二国間租税条約を締結している国の納税義務者であることを条件とする。
- 株式資本の減少のうち、株主出資分の払い戻しにより受領した金額

➤ 経費の損金算入

一般に、事業活動のために発生した経費は、税務上損金算入が認められる。

ただし、特に以下の項目は、定められた限度額の範囲内で**一部控除の対象**となる。

- 接待交際費（取引先への贈答品、ビジネスランチなど）：会計利益、法人税、接待交際費の合計額の 2%まで
- 従業員関連費用（交際費）、給与総額の 5%以内
- 法定準備金への拠出（通常、税引前会計利益の 5%を上限とし、準備金が株式資本の 20%に達するまで
- 商品の収縮および腐敗しやすい商品（商品の輸送中に受けた損傷など、さまざまな理由で企業が損失を被る可能性のある商品）に関する費用で、政府の決定により定められた限度額の範囲内で損金算入が認められるもの
- 規定された範囲内での引当金繰入費用および引当金繰入額（下記「引当金繰入額」の項を参照）
- 借入費用
- 減価償却費（後述の「税務上の減価償却費」を参照）
- 債権譲渡による正味損失は当該損失の 30%以内で損金算入可能

特に以下の経費は税務上、**損金不算入**となる。

- ルーマニアとの間に情報交換の法的手段がない国に所在する人物から提供され、そのような取引が人為的なものとみなされる場合、管理費、援助費、コンサルタント費を含むサービス費
- 会社が所有する資産および会社の活動に関連するリスクに関する保険以外の保険に関する費用
- ルーマニアまたは外国の当局に支払った罰金および科料
- 回収不能な棚卸資産および保険未付資産の価値の減少による損失、および関連する付加価値税。ただし、これらの損失は一定の条件のもとで損金算入が可能である。例えば、法令に

基づき有効期限を超過した商品、使用期限を過ぎた商品、または質的に劣化した商品に関する損失などであり、その破棄が適宜証明される場合に限る。

- ルーマニアおよび外国の法人税（ただし、ルーマニアと外国との間の二国間租税条約の規定に基づき、他国で納付した税金については税額控除が認められる）
- スポンサーシップ費用（一定の条件を満たせば、スポンサーシップ費用について税額控除が認められる）
- 株主または関連会社の利益のために発生した費用で、商品およびサービスに対する時価での支払い以外のもの
- 非課税所得に関連する費用

ルーマニア税法に規定される全額損金算入基準に該当しない自動車経費の損金算入は、事業目的のみに使用されない特定の自動車については50%に制限されている。

➤ 国際財務報告基準を適用する納税者

銀行や上場企業など、国際財務報告基準（IFRS）を適用している納税者は、法人税を決定する際に、特定の税法規則も考慮しなければならない。

➤ 棚卸資産

ルーマニア法では、原材料および商品の棚卸資産は購入原価で評価され、完成品および仕掛品の棚卸資産は製造原価で評価される。棚卸資産の評価減に際しては、先入先出法（FIFO法）、加重平均法または後入先出法（LIFO法）を用いて計算される。

引当金および準備金

現行の規定では、以下の引当金および準備金は益金算入が認められている。

- 法定準備金：会計利益の5%を上限とし、利益準備金が株式資本の20%に達するまで、法人所得税が加算される。
- 特定条件下での貸倒引当金
- 顧客に対する履行保証引当金
- 銀行、信用機関、非銀行金融機関（リース会社）が設定する場合、信用リスク引当金の義務付け
- 石油・ガス利権所有者に対する特別規定

➤ 税務上の減価償却

以下は、許容される減価償却方法である。

- 建物：定額償却
- 設備：定額償却、逦減償却、加速償却
- その他の減価償却資産：定額償却または圧縮償却

減価償却方法は一貫して適用されなければならない。土地は減価償却できない。

加速償却法では、使用初年度に最大 50%の償却率で償却し、残りの耐用年数中は定額法で残額を控除する。再投資利益から融資された資産は、加速償却法を用いて減価償却することはできない。

特許、ライセンス、ノウハウ、メーカー・ブランド、商標、サービスマーク、その他類似の工業所有権および商業所有権は、契約期間中または購入者がその権利を使用しようとする期間中に減価償却される。

ソフトウェア・プログラムの製作または購入にかかる費用は、3年間の定額法または逦減法で損金算入できる。特許については、減価償却および加速償却を使用することができる。

のれん、および会計規則に基づく耐用年数が未確定の無形資産は、税務上減価償却できない。

特定の車両の減価償却費の損金算入は、車両 1 台につき月額 1,500 レイに制限されている。税法上の減価償却においては、耐用年数が法律で定められている。

2004 年 1 月 1 日以降に実施された固定資産の再評価による積立金で、資産の売却時または減損時に税法上の減価償却費または費用として控除されるものは、税法上の減価償却費または費用の控除と同時に（つまり、資産の売却時または減損時に）課税される。

➤ 企業グループ

ルーマニアの法律では、一定の条件下で会社を連結するための財務会計規則を定めている。加えて、法人税の連結納税制度が設けられ、一定の条件（特に、直接または間接の持ち株比率が 75%以上）を満たせば、2022 年の課税年度から適用できる。

ルーマニアに複数の恒久的施設を有する外国法人についても、税務上の連結が可能である。その結果、ある恒久的施設の課税対象となる利益と他の恒久的施設の税務上の損失とを相殺することができる。

6.3. 源泉徴収税と税務報告

源泉徴収税（「WHT」）は、ルーマニアの納税義務者が非居住者の受取人に支払う多くの支払いに適用される。源泉税の対象となる支払いの種類は下表のとおりである。

支払いの種類	WHT * (%)
ロイヤルティ (以下の説明を参照)	0/16
利息 (以下の説明を参照)	0/16
コミッション	16
配当金	0/8
各種サービス**	16
その他の収入 (以下の説明を参照)	16

* 特定の種類の所得について、ルーマニアが情報交換のための法的手段を締結していない国の口座に所得が支払われ、その取引が人為的なものとみなされた場合、税率は50%に引き上げられる。

** ルーマニア国内で提供されるすべてのサービス（国際輸送を除く）、および世界各地で提供される経営・コンサルタント業務が対象となる。

▶ 利息およびロイヤルティ

一般に、非居住者が得るロイヤルティおよび利子所得（利子資本化または当座預金、定期預金、預金証書等の利子を含む）には、ルーマニアにおいて16%の源泉徴収税が課される（または、租税条約により有利な税率が適用される場合、その税率が適用される）。

さらに、ルーマニア税法で施行されている利息・ロイヤルティ指令では、以下の主な条件を含む一定の条件を満たした場合、利息・ロイヤルティの源泉徴収税率は0%となる。

- 利息またはロイヤルティの受益者は、EU加盟国に居住する法人、またはEU加盟国に居住する法人の恒久的施設である。
- 利息またはロイヤルティの受益者は、利息またはロイヤルティの支払日に終了する少なくとも2年の連続期間に、ルーマニアの事業体の価値または参加権数の少なくとも25%を保有している。

▶ 配当金

- ルーマニアの居住法人から居住個人、非居住法人および個人に支払われる配当金には、通常8%の源泉税が課される。ただし、ルーマニアの居住法人が他のEU加盟国に居住する法人またはEU加盟国に居住する法人の恒久的施設に支払う配当金については、配当金を受け取る法人およびルーマニアの所得支払者に関する一定の条件が満たされる場合、源泉徴収税は課されな

い。これらの条件については後述する。

配当金受取法人については、以下の条件を満たさなければならない。

- 配当金受取法人または恒久的施設は、法律で規定されたいずれかの法的形態で設立され、それぞれの EU 加盟国に居住していなければならない、第三国との間で締結された二国間租税条約によれば、税務上の観点から EU 域外に居住することはできない。
- 配当金受取法人または恒久的施設は、その居住国の税法に基づき、法人税またはその他類いの税金を、免除や税制上の優遇措置または選択の可能性なしに支払う義務がなければならない。
- 配当金の受益者は、配当金の支払日から少なくとも 1 年間、ルーマニアの法人の参加権の 10%以上を継続的に所有していなければならない。

配当金を支払うルーマニア居住企業は、以下の条件を満たさなければならない。

- 株式会社、有限責任事業組合 (societate in comandita pe actiuni)、有限責任会社、合名会社 (societate in nume colectiv) または合資会社 (societate in comandita simpla) でなければならない。
- 免除や税制上の取扱いの選択の可能性のない法人税、または国内法に従って法人税に代わる税金を納める義務がなければならない。

➤ その他の収入

非居住者が得た以下の所得もルーマニアでは源泉徴収税の対象となる。

- 手数料収入
- スポーツおよび娯楽活動からの収入
- ルーマニア法人の管理者、設立者または取締役として活動する外国法人が受け取る報酬
- 独立した活動 (医師、弁護士、建築家など) からの収入 (一定の条件あり)
- 賞金収入
- ルーマニア法人の清算または株式資本の減少による所得 (出資金の払い戻しによる所得を除く)
- 信託 (fiducie) 事業において、受託者から非居住者の受益者への財産の譲渡による所得

➤ 源泉徴収税の対象とならない所得

非居住者が得た所得のうち、ルーマニアで源泉徴収税の課税対象とならない主なものは、特に以下の通りである。

- 社債の利子収入（利子が関連当事者に支払われず、かつ社債が関連規制当局によって承認された見通しに基づいて発行された場合）
- 法人格を有しない非居住者の集団募集团体、および関連する外国当局によってそのように認められたその他の同化団体が、ルーマニアの法人に直接的または間接的に保有される有価証券（それぞれ株式）の譲渡によって得た所得
- ルーマニア居住者が発行した証券またはルーマニア法人が保有する株式の譲渡により外国資本市場で得た所得
- 公的債券（自国通貨建および外国通貨建）の利子および金融政策目的でNBR（ルーマニア国立銀行）が発行した債券に関連する利子。
- EU加盟国または欧州経済地域諸国の法令に基づき定義される年金基金に支払われる利子／配当。
- 公的債務に関連するリスク管理のための業務遂行のために使用されるデリバティブ取引からの収入、国債および地方自治体が発行する債券（国内外資本市場における自国通貨建および外国通貨建）の取引からの収入、NBRが発行する有価証券の取引からの収入など。

➤ 源泉徴収税の申告

ルーマニアの所得支払者は、支払が行われた月の翌月 25 日までに源泉徴収、申告、納税を行う必要がある。ただし、配当金の場合、配当金が分配されたにもかかわらず、年次財務諸表が承認された年の年末までに株主に支払われなかった場合は、翌年の 1 月 25 日（暦年と異なる課税年度を適用する納税者の場合は、課税年度終了後の最初の月の 25 日）に納税義務が生じる。

さらに、ルーマニアの所得支払者は、翌年の 1 月 31 日まで、毎年、源泉徴収税申告書を電子形式で提出することが義務付けられている。

➤ 租税条約とEU給付金の請求

ルーマニアは広範な租税条約ネットワークを有し、二重課税回避のための 88 の協定が締結されており、源泉徴収税率も優遇されている。租税条約の有利な規定を適用するためには、非居住者である所得受益者は、所得の支払時に、所得が発生した日に有効な、関連する外国当局が発行した納税居住証明書を提出しなければならない。

6.4. 個人所得税

ルーマニアに居住する個人は納税義務者とみなされ、全世界所得に対して課税される（一定の例外を除く）。特定の状況下では、ルーマニアに居住していない個人は、どこで所得を得たかにかかわらず、ルーマニア源泉所得に対して課税される可能性がある。

二国間租税条約に基づき他国が発行した税務上の居住者証明書がない場合、外国人個人またはルーマニアの恒久的施設を通じて独立した活動を行う者は、税務上の居住者基準を満たした日から全世界所得に対して課税される。

以下の条件の少なくとも 1 つを満たす場合、その個人はルーマニアの税務上の居住者とみなされる。

- ルーマニアに居住している
- 重要な利害関係の中心がルーマニアにある
- 当該暦年において終了する連続した 12 カ月間に、ルーマニアに合計 183 日を超える期間滞在している
- ルーマニア国籍を有し、ルーマニア国家の職員として海外で就労している

非居住者である個人が、上記の「居住」の項に記載された第 2 または第 3 の条件を満たし、ルーマニアと二国間租税条約を締結している他国から発行された納税者証明書がない場合、ルーマニアの税務上の居住者となった日から全世界所得について課税対象となる。

ルーマニアと二国間租税条約を締結している国の居住者でもあるルーマニアの個人は、当該租税条約に基づき、軽減税率または免税の恩恵を受けることができる。外国籍の個人がルーマニアに滞在する日数が 183 日未満で、その個人に対する給与費用がルーマニアに請求されない場合、税務上の居住者証明書があれば、受け取った給与所得に対するルーマニアの所得税が免除される可能性がある。ルーマニアと二国間租税条約を締結していない国の税務上の居住者であるルーマニアの個人は、ルーマニアに滞在した最初の日からルーマニアでの課税対象となる。ルーマニアに居住し、ルーマニアと二国間租税条約を締結していない国へ居住地を変更したルーマニアの納税義務者は、居住地変更のあった暦年およびその後 3 暦年の全世界所得に対して引き続き課税される。

課税対象所得

給与所得、フリーランス活動からの所得、知的財産権からの所得、賃貸所得、年金所得、賞金、投資所得、農林漁業所得、その他の所得には一律 10%の税率が適用される。配当、ギャンブルによ

る所得、不動産所有権の譲渡などの所得には特別税率が適用される。各種所得に対する課税の概要は以下の通り。

➤ 雇用による収入

課税対象となる報酬には以下のものが含まれる。

- 給与
- 現金または現物による手当（手当や役得など）
- 賃金プレミアム
- 報酬
- 臨時障害者給付金
- 有給休暇
- 雇用契約、公務員任命文書、出向契約、または法律の特別法令に基づき個人が受け取るその他の所得
- 民間企業の取締役および管理職、ならびに取締役会、株主総会、経営協議会、監査委員会のメンバーに支払われる報酬および費用

給与所得に対する毎月の所得税は、強制社会保険料、個人控除、労働組合拠出金、任意職業年金制度への従業員拠出金、および医療加入サービス（特定の民間医療会社が加入によって提供するサービスの代替部門）と併用される任意健康保険制度への拠出金を控除して決定される。任意年金および任意健康保険の各控除額の上限は、加入者 1 人当たり年間 400 ユーロ相当額（任意健康保険料および医療加入サービスの場合、400 ユーロの上限は累積上限額）である。

➤ 独立活動からの収入

独立した活動からの所得には、生産活動からの所得、商業からの所得、役務の提供からの所得、フリーランスの活動からの所得が含まれ、個人で行うか団体で行うかを問わず、また関連する活動も含まれる。

フリーランス活動による純課税所得は、総収入から特定の控除対象経費を差し引いた額として計算される。フリーランス活動に従事する個人は、翌年の 5 月 25 日までに納税しなければならない。スポーツ活動の契約に基づいて行われる独立した活動の場合、所得支払者（会計記録を保持する義務を負う法人またはその他の事業体）は、関連する所得税を月ごとに評価し、源泉徴収し、納付しなければならない。

個人が観光目的で自宅の 5 室以上の客室を賃貸した場合、その所得は独立した活動から生じる所得として評価され、実質課税の対象となる（実際の所得は単式簿記により計上）。

➤ 知的財産権からの収入

知的財産権からの収入には、以下を含むあらゆる形態の知的財産権の販売による収入が含まれる。

- 記念碑的芸術作品の創作を含む著作権および著作権に関連する権利
- 特許
- デザイン
- 商標
- 地理的表示
- 半導体製品のトポグラフィー

法人または会計記録の保存が義務付けられているその他の事業体から得られる知的財産権からの所得の場合、所得支払者は、収入があった月の翌月 25 日までに、関連する所得税を月次で評価し、源泉徴収し、納付しなければならない。

知的財産権から得た所得が、法人または会計記録の保存が義務付けられているその他の事業体から得たものでない場合、納税者は関連する所得税を国家予算に納付しなければならない。

知的財産権による課税所得は、総所得から総所得の 40%に相当する費用を控除して計算される。

➤ 賃貸収入

総賃料収入は、賃貸契約に規定された現金または現物による金額と、法律に基づき家主の責任となるテナントが負担する一定の費用から構成される。家賃収入は、家賃の実質的な受領時期に関係なく、家賃が関連する課税年度に課税される。

賃貸収入には、所有者が自分の家にある 1 室から 5 室までの観光宿泊用の部屋の賃貸から得た収入も含まれる。課税年度末に 5 件以上の賃貸契約から賃貸収入を得ている場合、その所得は翌年から独立した活動からの所得として再評価され、そのカテゴリーに適用される規則が適用される。

課税対象となる賃貸収入は、通常、総賃貸収入から総収入の 20%に相当する控除額を差し引いて決定される。賃貸収入に対する税金は、課税対象額に 10%の税率を適用して決定される。例外として、納税者は単式簿記による純賃貸所得の決定を選択することができる。2023 年に発生した賃貸収入から、課税所得は総賃貸収入で表される。賃貸所得に対する所得税は、課税対象額に 10%の税率を適用して決定される。例外として、単式簿記による純賃貸所得を選択することができる。

2024 年以降、実質的な制度に基づく所得課税のオプション（または義務）は廃止されている。2024 年に得た所得については、総収入から 20%の一括経費が差し引かれ、課税所得が得られ、それに対して 10%の税金が計算される（例：100 レイの所得には 8 レイが課税される）。

➤ 投資収益

投資収益には以下が含まれる。

- 配当収入
- 受取利息
- 有価証券（ストック・オプション制度を含む）の譲渡益および金融商品（デリバティブを含む）を伴うその他の業務からの利益
- 金地金の譲渡による収入
- 法人の清算による収入

これらの投資収益のうち、最初の4つのカテゴリについて後述する。

➤ 配当収入

配当金とは、参加権（一定の例外を除く）を保有することにより、法人が株主または関連会社に対して現金または現物で給付するものである。2023年1月1日以降に配当される場合、適用税率は8%である。税率は配当金の支払者が計算し、源泉徴収し、納付する。税金は配当金支払いの翌月25日までに支払わなければならない。配当が宣言されたが年末まで支払われなかった場合、税金は翌年の1月25日までに支払わなければならない。クローズド投資ファンドの参加権の保有による受取額は、配当金と同様に扱われる。配当金には8%の源泉徴収税が課される。

➤ 受取利息

課税対象となる利子所得は、当座預金、要求払預金、定期預金、貯蓄性金融商品、民事契約の利子、または貸付期間中に債券を発行する会社が支払う利子とみなされる。利子所得には10%の源泉徴収税が課される。税金は翌月25日までに送金しなければならない。

➤ 有価証券譲渡益

有価証券の譲渡（ストックオプション計画を含む）および金融商品（デリバティブを含む）を伴うその他の業務から生じるキャピタルゲインには、10%の所得税が課される。一般に、キャピタルゲインは、売却価格と有価証券の会計上の価値との差額（関連取引費用を含む）に相当する。ストック・オプション制度の結果として取得した株式の売却に係るキャピタルゲインは、売却価格と会計上の価値（優先取得価格）との差額（関連取引費用を含む）に相当する。無価値で取得した株式については、会計上の価値はゼロとみなされる。

▶ 金融金の譲渡による収入

金融金取引から生じる損益は、売却価格と会計上の価値（取引に関連する費用を含む）との差額の正負に相当する。

ネット・キャピタルゲインの概念では、1年間に計上された利益と損失の差額（つまり、売却額と関連する取引費用を含む会計上の価値の正負の差額）が計算される。

有価証券の譲渡、金融商品を伴うその他の業務、および金融金（金融金とは、貯蓄として、また投資商品として使用する目的で購入される金）の譲渡による所得は、毎年の課税所得から繰越欠損金（ある場合）を差し引いたものに10%の税率を適用して行われる年次定期課税の対象となる。損失は7年間繰り越せる。

2023年以降、ルーマニアの納税義務者またはルーマニアに恒久的施設を有する非居住者である投資管理会社、自主管理投資会社、代替投資ファンドの管理者であって、関連法令に従って定義された仲介者を通じて行われる有価証券の譲渡およびデリバティブの運用については、ルーマニアで得た所得および外国で得た所得の両方について、個人が実現した利益に対する税率が10%から以下に引き下げられる。

有価証券の譲渡

- 2023年1月1日以降、取得日から365日未満の保有については、実現益に3%を適用
- 2023年1月1日以降、取得日から起算して365日を超える保有期間について、実現益に1%を適用

源泉徴収された所得税は、源泉徴収された月の翌月25日までに上記事業体から国家予算へ申告・納付され、最終的な税金となる。2023年1月1日までに、上記の事業体を通じて行われた有価証券の譲渡およびデリバティブ取引により発生し、かつ未償還の損失は、登録日にかかわらず納税者の確定的な損失であるため、繰り越せない。

▶ その他の収入

法律で定義されているその他の源泉からの所得には、10%の所得税が課され、その所得を支払う者が計算し、源泉徴収し、納付する。

▶ 源泉不明の収入

源泉が特定されていない所得には、16%の所得税が、収入または支出の再構成のための手続およ

び間接的な方法に従って調整された課税標準に課される。所得税と延滞税は税務当局が計算する。2024年7月1日以降、これらの源泉不明所得に対する課税率は16%から70%に引き上げられ、同日以降、ルーマニア税務当局が発行する税務査定決定に適用される。

控除

ルーマニアに居住する個人および全世界所得課税の一定の居住条件を満たす個人は、個人控除を受ける権利を有し、その控除額は個人の総月収および扶養家族の数に応じて以下のように異なる。

- 総月収が3,300レイまでの場合、扶養家族のいない個人の月額控除額は660レイ、4人以上の扶養家族のいる個人の月額控除額は1,485レイとなる。
- 総月収が3,301～3,351レイの場合、個人所得控除は上記に比べ減額される。
- 総月収が5,300レイを超える場合、控除は認められない。

2023年に得られる給与所得からは、異なる規定が適用される。個人は、基礎個人控除と追加個人控除から成る個人控除を受ける権利を有し、これらの個人控除は、個人の総月収と扶養家族の数によって異なる。

基礎個人控除は、基本的職務を遂行する場所における月給総所得が、その給与所得が実現した月に支給されている基本給総所得の最低額を最大2,000レイまで上回る個人に対して認められる。基本的職務に従事する場所での給与収入が、その給与収入が発生した月に支給されていた基本給の最低額を2,000レイを超えて上回る場合、個人所得控除は認められない。

追加個人控除は、以下の金額で認められる。

- 上記の基準額までの給与収入を得ている26歳までの個人の最低保証給与総額の15%
- 子供が教育ユニットに在籍している場合、給与所得者である親に対し、給与所得水準に関係なく、18歳までの子供1人につき月額100レイ

6.5. 社会保障税

社会保障費と医療費の対象となる所得については後述する。

➤ 給与所得にかかる社会保険料

給与所得には以下の料率が適用される。

- 従業員の社会保険料：社会保険料（CAS）25%（これに、雇用主である自然人および法人

が特別な労働条件を適用した場合は4%、雇用主である個人または法人が特別な労働条件を適用した場合は8%を加算する)

- 健康保険料 (CASS) 10%
- 雇用者社会保険料：2.25% (労働保険料で、失業、医療休暇、労働災害、給与保証基金を含む)

▶ 個人所得 (給与所得以外) にかかる社会保険料

給与所得以外の以下の種類の個人所得は、社会保険料の対象となる。

- 独立活動からの収入
- 知的財産権からの収入

一定の条件の下で、独立した活動および/または知的財産権から収入を得ている個人は、年間所得合計が経済圏あたり最低賃金月額額の12倍を超える場合、社会保険料を支払う義務がある。

拠出率25%は、2023年以降の所得に対して以下のように適用される。拠出率は、納税者が選択した金額に対して適用されるが、以下の金額を下回ることはない。

- 年間実現所得が1経済圏あたり最低賃金月額額の12倍~24倍の場合、1経済圏あたり最低賃金月額額の12倍
- 年間実現所得が1経済圏あたり最低賃金月額額の24倍を超える場合、1経済圏あたり最低賃金月額額の24倍

給与所得以外の以下の種類の個人所得は、健康保険料の対象となる。

- 独立活動からの収入
- 知的財産権からの収入
- 賃貸収入
- 農林漁業収入
- 投資収益
- 法律で定められたその他の収入

一定の条件の下で、上記の源泉の1つ以上から所得を得ている個人は、年間所得合計が1経済圏あたり最低賃金月額額の6倍を超える場合、健康保険料を支払う義務がある。

2023年から得られる所得については、10%の拠出金が以下の上限計算に適用される。

- 年間実現所得が1経済圏あたり最低賃金月額額の6倍~12倍の場合、1経済圏あたり最低賃金月額額の6倍

- 年間実現所得が1経済圏あたり最低賃金月額額の12倍～24倍の場合、1経済圏あたり最低賃金月額額の12倍
- 年間実現所得が1経済圏あたり最低賃金月額額の24倍を超える場合、1経済圏あたり最低賃金月額額の24倍

一般規定

EU および EEA 加盟国、スイス、その他ルーマニアが社会保険分野における包括協定を締結している国の国民は、ルーマニアで発生した医療費の適用を受けることができ、関連する適用証明書を取得すれば社会保険料を免除される可能性がある。ただし、本国において社会保険料の対象とならない個人は、ルーマニアの社会保障制度に該当し、ルーマニアの規定に従って社会保険料を支払う義務がある（本国の雇用主または被雇用者は、社会保障目的のために一定の手続に従って登録しなければならない）。

6.6. 付加価値税（VAT）

➤ 課税の範囲

VAT は以下の取引に適用される。

- 課税対象者がルーマニア国内で行う商品またはサービスの供給
- 課税対象者による他の EU 加盟国からの商品の域内購入
- EU 加盟国および非加盟国の供給業者から、ルーマニアで課税対象となる一般企業間（B2B）サービスの取得
- ルーマニアへの商品の輸入

クイックフィックス

EU は、課税対象者に対する域内物品供給の VAT 処理に関する「確定的」制度の導入に先立ち、域内物品貿易に関するクイックフィックスを採択した。このクイックフィックスは、条例 2020 年第 6 号によってルーマニアの VAT 法に実装された。クイックフィックスでは、コールオフ在庫に関する規定とこの制度の適用条件、連鎖供給、域内物品供給に関する変更と関連する VAT 免除の適用条件が導入された。

効果的な使用及び享受

不課税または二重課税の事例を回避するため、EU 加盟国は、EU 域内で「使用され享受される」

サービスが課税されることを認めたり、EU 域外で「使用され享受される」サービスが課税されることを防止したりする使用享受規定を適用することができる。あるサービスが EU 域内で使用享受規定に基づいて課税される場合、そのサービスの EU 域外供給者は、課税対象者でない顧客を有するすべての加盟国において VAT の登録を求められる可能性がある。

ルーマニアでは、以下のサービスが「使用と享受」の規定の対象となる。

- 荷積み、荷下ろし、荷役および同様のサービスなど、付随的な輸送活動
- 有形動産に関する業務および有形動産の評価
- ルーマニア国内での貨物輸送

継続企業の移転

ルーマニアは、継続企業の移転（TOGC）の概念を法制化している。ルーマニアの付加価値税法によれば、現物出資や資産取引（スピンオフや合併を除く）の結果、資産（場合によっては負債も）の移転に伴って行われる資産の全部または一部の移転は、それぞれの移転の受領者がルーマニアに設立された課税対象者であることを条件として、物品の供給とはみなされず、付加価値税の範囲外の取引とみなされる（「無供給ルール」）。

関連当事者との取引

受益者が供給者の関連当事者である物品およびサービスの供給については、以下の場合、課税標準は市場価格とみなされる。

- 対価が市場価格を下回り、かつ、供給受益者が完全な控除権を持たない場合。
- 補償金が市場価格より低く、供給者が全額控除権を持たず、供給が免除される場合。
- 補償金が市場価格より高く、サプライヤーが全額を控除しない場合

市場価格とは、商品または役務の供給が行われるのと同じ商業段階にある顧客が、その時点で商品または役務を入手するために、当該供給が VAT の適用範囲に含まれる加盟国の独立した供給業者に対して、現地での競争条件の下で支払うべき金額の合計を意味する。比較可能な商品またはサービスの供給が立証できない場合、市場価格は以下のように換算される：

- 商品の場合：商品または類似商品の仕入価格、または仕入価格がない場合は、供給時に設定された原価を下回らない金額。
- 役務の場合：課税対象者が役務の提供に要した費用の全額を下回らない額。

➤ 誰が責任を負うのか

課税対象者

課税対象者とは、その活動の目的や結果にかかわらず、事業の過程で独自に商品やサービスの課税対象となる供給を行うすべての人を指す。

VAT 登録の閾値は、年間売上高 30 万レイ（約 6 万ユーロ）である（この閾値は、ルーマニアに設立された課税事業者にのみ適用される）。ルーマニア通貨換算で 6 万ユーロを超える売上高を見積もる、または計上する設立課税事業者は、基準額を超えた時点、または基準額を達成した時点から 10 日以内に VAT 登録を申請しなければならない。閾値の達成または超過日は、閾値の達成または超過があった月の翌月 1 日とみなされる。VAT 登録は、申請月の翌月 1 日から有効となる。

登録免除

ルーマニアに経済活動の拠点を置く課税対象者は、年間売上高が 30 万レイ（約 6 万ユーロ）を超えない場合、ルーマニアで VAT 登録を行う必要はない。ただし、VAT 登録を行うことも可能である。

ルーマニアで VAT を納付する義務がある、ルーマニアに設立されていない課税対象者は、以下の特定の状況において VAT 登録を免除される場合がある：

- ルーマニア国内で臨時に役務を提供する場合、その業務がルーマニア国内で行われる物品の購入に付随するものでない場合。
- ルーマニア国内で臨時に物品を供給する場合。
 - － 遠距離販売
 - － ルーマニア国内での商品購入に伴う商品の供給

上記の物品・役務の提供は、1 年に 1 回であれば臨時のものとみなされる。

自主登録と中小企業

ルーマニアに事業所を有し、VAT 登録の閾値を超えない課税対象者は、ルーマニアで VAT 登録を行うことができる。ルーマニアに事業所がない課税対象者は、以下の場合に VAT 登録を行うことができる。

- 商品の輸入
- VAT 対象不動産の売却／賃貸

グループ登録

ルーマニアの VAT 法では、VAT グループ化が認められている。現在施行されている規則では、全ての構成員が以下の条件を満たす場合、最低 2 名の課税対象者が財政グループを形成することができる。

- ルーマニアに設立
- 他の財政グループに属していない
- 同じ課税期間を使用
- 同一株主が資本金を直接的または間接的に 50%以上保有している

ルーマニアにおける VAT グループの全メンバーは、VAT 債務および罰金について連帯責任を負う。

VAT グループの存続に必要な最低期間は 2 年間である。
ただし、VAT グループ化は、VAT 報告（連結目的）のみに認められている。

ルーマニアでは、純粋持株会社は VAT グループのメンバーにはなれない。

ルーマニアにおける VAT グループ化は、ルーマニアに設立され、法人的に独立し、財務的、経済的、組織的に密接な関係にある課税対象者間で認められる。財務的、経済的、組織的な観点から緊密なつながりがあるとみなされるのは、関係する課税対象者が、同一の関連会社によって直接的または間接的に 50%超の資本を所有されている場合である。

同法は、純粋持株会社の場合については言及していない。しかし、純粋持株会社は経済活動を行わないため、VAT 登録はされない。

VAT 指令 2006 年第 112 号 EEC 第 132 条(1)(f)に基づく VAT コスト・シェアリング免税措置がルーマニアにおいて実施された。これは、一定の条件（ルーマニア VAT 法に定められた特定の要件に従う）を満たす場合に限り、コストシェアリンググループがそのメンバーに供給するサポートサービスを免除するオプションを提供するものである。

独立した個人グループによる役務の提供について、当該業務が免除される場合、または VAT の適用範囲に含まれない場合、その活動の実施に直接関連する役務を構成員に提供する目的で、費用分担グループを設立することができる。これは、これらのグループが、一定の範囲内かつ一定の条件下で、共通費用の負担分の償還のみを構成員に要求する場合にのみ適用され、そのような免除が競争を歪めないことを条件とする。

固定施設

財政法典によれば、ルーマニア国外に経済活動の拠点を有する課税対象者は、ルーマニアに固定施設を有する場合、それぞれルーマニアに商品および/またはサービスの定期的な供給を行うのに十分な技術的および人的資源を有する場合、ルーマニアに設立されているとみなされる。

非設立企業

ルーマニアに経済活動の拠点を置く課税対象者は、VAT の目的上ルーマニアに設立されているとみなされる。

ルーマニア国外に経済活動の拠点を有する課税対象者は、ルーマニアに固定施設を有する場合、VAT 目的上ルーマニアに設立されているとみなされる。この固定施設とは、物品および/またはサービスの課税対象供給を定期的に行うのに十分な技術的および人的資源を有することを意味する。

ルーマニア国外に経済活動の拠点を有し、ルーマニアに固定施設を有する課税対象者は、ルーマニアの固定施設が関与していないルーマニアで行われる商品およびサービスの供給については、ルーマニアに設立されているとはみなされない。

経済活動の本拠地は、課税対象者の経営上の意思決定が行われ、中央管理機能が実行される場所とみなされる。課税対象者が経済活動の拠点をどこに置くかを決定するためには、取締役が集まる場所や会社が一般的な方針を決定する場所など、一定の要素を考慮する必要がある。

一般的に、非設立企業が以下のような様々な活動を行う場合、VAT の登録を行う必要がある。

- ルーマニアにおける地域内物資調達
- ルーマニアにおける地域内物資供給
- ルーマニアへの自社製品の移転
- EU 域内の他国からルーマニアに商品を送り、加工させた後、完成品を EU 域内の発送国に送り返さないこと。
- 年間 1 万ユーロを超える遠距離販売
- 商品輸出

ルーマニア国外に経済活動の拠点を有し、ルーマニアに固定施設を有する課税対象者は、VAT 納付義務のあるサービスの提供を受ける前、またはこの固定施設から他の EU 加盟国で VAT 納付義務のある課税対象者にサービスを提供する前に、ルーマニアで VAT 登録を行わなければならない。

ルーマニアに経済活動の拠点を有しながら、ルーマニアで VAT 登録をしていない課税対象者は、受益者が納税義務を負うサービスを他の EU 加盟国に供給する場合、VAT 登録をしなければならない。

ルーマニアに経済活動の拠点を有しながら、ルーマニアで VAT 登録をしていない課税対象者が、他の EU 加盟国に設立された供給業者からサービスを取得し、当該課税対象者がサービスの受益者として納税義務を負う場合、VAT 登録を行わなければならない。

ルーマニアで設立も VAT 登録もされていない事業者が現地で商品またはサービスを提供し、受領者が設立課税事業者、非課税法人（例えば、公的機関）、またはルーマニアで VAT 登録されている非設立課税事業者である場合、VAT 登録は必要ない。

ルーマニアに設立されておらず、VAT 目的での登録もされていない課税対象者は、ルーマニアへの物品の輸入、ルーマニアでの動産への課税供給、またはルーマニアでの動産の賃貸を行う場合、VAT 登録を申請することができる。

税務代理人

ルーマニアで課税業務を行い、VAT 登録が必要な非 EU 域内の非設立法人は、税務代理人を選任しなければならない。EU 域内で設立された課税対象者は、税務代理人を選任することもできるが、自ら VAT 登録を行うこともできる（直接 VAT 登録）。

リバースチャージ

リバースチャージは、特に以下の取引に適用される。

- 地域内における商品およびサービスの購入
- ルーマニアで VAT 登録されている顧客に対して、非設つかつ未登録の事業者が行う商品およびサービスの現地供給
- 輸入：リバースチャージは、専ら以下の方法による輸入に適用される。
 - ルーマニアで VAT 登録を行った課税対象者で、特定の VAT 納税猶予証明書を取得した者
 - ルーマニアで VAT 登録を行い、認定経済事業者の恩恵を受ける課税対象者
 - ルーマニアで VAT 登録を行った課税対象者で、申告者の記録にある申請書の形式で税関申告書を提出する許可を得た者
 - 国内リバースチャージが適用される特定の商品（木材、穀物、携帯電話、ノートパソコンなど）の輸入を行うルーマニアの VAT 登録課税対象者

国内リバースチャージ

ルーマニア国内のリバースチャージは、以下の供給に適用される。

- 鉄・非鉄廃棄物、穀物、木材、グリーン電力証書および CO2 証書の譲渡など、ルーマニア

で VAT 登録された事業者間で行われる特定の 카테고리商品の現地供給

- ルーマニアの VAT 登録課税対象者が、課税業者として活動するルーマニアの VAT 登録課税対象者に対して行う電気エネルギーおよび天然ガスの供給
- ルーマニアの VAT 登録課税対象者が、ルーマニアの VAT 登録課税対象者に対して行うルーマニアの不動産供給
- ルーマニアの VAT 登録課税対象者に対する、投資用金地金の供給、および 325 分の 1（微細貴金属の含有率）以上の金地金の原料および半製品の供給
- 携帯電話、ノートパソコン、タブレット端末、ゲーム機、またはその他の集積回路を搭載した機器を、ルーマニアの VAT 登録課税対象者に供給する場合（ただし、インボイスに記載された供給商品の価格が 22,500 レイを超える場合に限る）

デジタル経済

2021 年 7 月 1 日より、全ての EU 加盟国において、インターネット（電子商取引）を通じて販売される商品及びサービスの国境を越えた供給に対して、特定の VAT 規則が適用されている。これらの新規則は、非課税者（実際には、ほとんどが個人）に対するすべての直接販売に適用されるが、これらの取引のほとんどがインターネットを介して行われるため、我々はこれらの規則を電子商取引 VAT 規則と呼んでいる。一般的に、供給地は消費国、すなわち、商品の発送先、または商品・サービスの購入者の居住地となるが、この規則を覆す可能性のある「使用および享受」の規定がある場合は、その限りではない（上記セクション B の「効果的な使用及び享受」の項を参照）。従って

- 非居住者である供給者が法人顧客（B2B）に対して行う役務の提供については、法人顧客は、リバースチャージを使用して、納付すべき VAT を経理する責任を負う。
- 非居住者である供給者が法人顧客に対して行う物品の供給（B2B）において、物品が他の EU 加盟国から輸送される場合、物品を購入する事業者は、域内取得として、納付すべき VAT を経理する責任を負う。商品が EU 域外から輸入された場合、購入者は商品の輸入を申告する必要がある。
- 非居住者である供給者が最終消費者（B2C）に対して行う商品またはサービスの供給について、供給者は通常、顧客の国で適用される税率で納付すべき VAT を請求し、経理する責任を負う（2021 年 7 月 1 日以降、供給者の売上が遠距離販売の閾値である 10,000 ユーロを下回る場合を除く）。この VAT は、「ワン・ストップ・ショップ（One-Stop-Shop）」の仕組みを利用して、単一の VAT 登録で申告することができる。

登録手続

ルーマニアで VAT 登録を申請する（必須または任意）設立済または非設立の課税対象者は、VAT 登録の種類に応じて特定のフォームを提出しなければならない。これらのフォームは電子形式で入手可能であり、課税対象者が直接または代理人によって、電子的かつルーマニア語のみで提出しなければならない。

外国事業者は、ルーマニアにおいて以下のように VAT 登録を行うことができる。

- 共同体内部に設立されていない非居住者であって、税務代理人を選任する義務のある課税対象者は、税務代理人の管理権限を有する税務行政機関（課税対象者として選ばれた税務代理人の記録を保管する）によって管理される。
- ルーマニアで直接登録する共同体に設立された非居住者課税対象者は、非居住者課税対象者の管理を管轄する税務当局、すなわちルーマニア、ブカレスト、第 1 区、C3 ビル、1 Presei Libere 広場のブカレスト財政総局専門課（電話 021.317.89.67）。
- ルーマニア国外に事業所を有し、1 つまたは複数の固定施設を通じてルーマニア国内に設立された非居住者課税対象者は、VAT 申告書を提出するよう指定された固定施設を管轄する税務当局によって管理される。

一般的規則として、課税対象者は、VAT 登録義務が発生する業務を行う前に、ルーマニアにおいて VAT 登録を行う必要がある。VAT 登録の種類に応じて、ルーマニア税務当局が VAT 登録番号を発行するまでの期間は以下の通りである。

- 税務代理人を通じて登録する場合は、書類一式を提出した日から 30 日間
- その他の方法による登録の場合、書類の提出日から 10 日間

課税対象者が登録されたとみなされる日付は、VAT 登録証がルーマニア税務当局から通知された日（すなわち、場合によっては引渡日、郵送日）である。VAT 登録の理由（例：VAT 免税基準額超）によっては、他の日付が適用される場合もある。

登録抹消

年間売上高が 30 万レイ未満の課税対象者は、その課税対象者が適用する会計期間の翌月 10 日までに登録抹消を申請することができる。

VAT 登録内容の変更

課税対象者の VAT 登録内容に変更が生じた場合（例えば、住所の変更）、課税対象者は、商工会議所の証明書、商工会議所が発行した新固有識別コード、新スペースの所有／賃借を証明する書類、および関係税務当局が求めるその他の書類を添付して、Form 050 を提出しなければならない。これらの書類は、税務当局の窓口で紙媒体で提出する必要がある。

ルーマニア VAT 法に基づき、課税対象者の VAT 登録内容に変更が生じた場合、課税対象者は当該変更が生じてから 15 日以内に税務当局に通知しなければならない。

➤ 税率

課税供給とは、ゼロ税率を含む VAT 税率が適用される商品およびサービスの供給を指す。VAT 税率は以下の通りである。

- 標準税率 19%
- 軽減税率 5%、9%
- ゼロ税率 0%

VAT の標準税率は、軽減税率、ゼロ税率または免除を規定する特定の措置がない限り、すべての商品またはサービスの供給に適用される。

0%課税される商品とサービスの例

- 商品輸出
- 輸送サービスおよび商品の輸出に直接関連するその他のサービス
- 国際旅客輸送
- 商品の域内供給（個別規定）

5%課税の商品とサービスの例

- 書籍、新聞、雑誌、学校マニュアル（宣伝のみを目的としたものを除く）
- 博物館、城、映画館、動物園、植物園、記念館、史跡へのアクセス
- 2029 年 12 月 31 日まで適用される、一定の分類コードを持つ幹、切り株、柴、枝、または同様の形態の薪の個人、法人、その他の団体への供給
- 特定のカテゴリーの消費者（例：人口、公立・私立病院、非政府組織、社会サービス提供者）を対象とした、寒い季節の暖房の供給

9%課税の商品とサービスの例

- ヒト用および動物用医薬品
- 特定の分類コードを持つ食品（アルコールおよび砂糖その他の甘味料または香料を添加したノンアルコール飲料、砂糖の含有量が製品 100g あたり最低 10g である砂糖添加食品（乳児用の粉ミルク、菓子パン、ビスケット以外）で標準税率 19% が適用されるものを除く）
- 農業生産に通常使用されるタイプの肥料および農薬、播種または植え付けを目的とする種子

およびその他の農産物、ならびに農業部門で特に使用されるようなサービスの供給。

- 農業灌漑用水の供給
- 灌漑および飲料水の供給
- ホテルの宿泊施設および同様の宿泊施設（キャンプ用の土地の賃貸を含む）
- レストランおよびケータリングサービス（アルコールおよび砂糖その他の甘味料または香料を添加したノンアルコール飲料を除く）
- 農業生産に通常使用されるタイプの化学肥料および化学農薬（2031年12月31日まで適用）
- 太陽光発電パネル、太陽熱パネル、ヒートポンプ、その他特定のパラメータを満たす高効率暖房システムの供給および設置（設置キットを含む）、ならびに別途購入する必要部品。これらの取引で VAT 軽減税率の恩恵を受けるためには、購入者は、財政法典付属書のモデルに従って、自己責任による申告を行う義務がある。
- 太陽光発電パネル、太陽熱パネル、ヒートポンプ、その他特定のパラメータを満たす高効率暖房システムの修理および／または拡張のための部品の供給および設置（設置キットを含む）。これらの取引について VAT 軽減税率の恩恵を受けるためには、購入者は、財政法典付属書のモデルに従って、自己責任に関する申告書を提出する義務がある。
- 遊園地やレクリエーション・パーク、スポーツ・イベントへのアクセス
- 公営住宅（関連する土地を含む）の供給：この目的のため、公営住宅には、最大 120 平米で、価額（VAT 控除後）が 60 万レイを超えない住宅（2023 年 1 月 1 日以降は約 12 万ユーロ）が含まれるが、これに限定されない。VAT9%の軽減税率は、個人向けに行われる供給に適用され、住宅が販売後にその住宅として使用できる場合にのみ適用される。自然人は、2024 年 1 月 1 日より、個人または他の自然人／他の自然人と共同で、VAT 控除後の価格が 60 万レイを超えない家屋を 9%の軽減税率で購入することができる。上記の規定の例外として、2023 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに締結された法律行為で、当該家屋の購入のための前払いを目的とするものについては、2024 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間、5%の軽減税率を維持することが提案されている。軽減税率を適用した住宅取得は、特定の「軽減税率適用住宅取得登録簿」に記載されるべきである。

「免除」とは、VAT が課されず、仕入税額控除の対象とならない商品およびサービスの供給を指す。

物品およびサービスの免除供給例

- 特定の銀行業務および金融業務
- 保険と再保険

- 医療サービス
- 教育
- 不動産の特定の賃借、コンセッション、リース、賃貸（課税オプションが行使された場合を除く）
- 「老朽化」建物の売却（課税オプションが行使されない限り）
- 海外で修理されたルーマニア製品の逆輸入（輸出品と同額）
- 特定の配給システムを通じた天然ガスの輸入
- あらゆる種類の補綴物および付属品（歯科用補綴物を除く）
- 整形外科製品
- 公共ネットワークによるホスピタリティユニットの建設、改修、近代化
- 医療機器、機械、器具、安全装置、材料、衛生的な使用のための消耗品、医療分野または障害者の使用のための医療機器、機械、器具、安全装置、材料、消耗品、障害補償および障害克服のための必要不可欠な商品、ならびにこれらの商品の公共ネットワークまたは非営利団体が所有し使用するものからの公共ホスピタリティユニットへの適合、修理、レンタルおよびリースの提供。

2024年1月1日より、最近導入された VAT 免税措置が適用される。

- i) 公共ネットワークによるホスピタリティユニットの建設、リハビリテーション、近代化。
- ii) 医療機器、機械、器具、その他これに類するものの配送。
- iii) 公共ネットワークまたは非営利団体が所有・使用する公共ホスピタリティユニットへの商品の適合、修理、レンタル、リースは、NAFA が組織する公共登録簿に登録された非営利団体に対して行われる場合にのみ適用される。

免税品への課税オプション

課税対象者は、所轄税務当局に提出する納税通知書によって、不動産の賃貸、コンセッション、リース、賃貸、および「老朽化」建物の売却に課税することを選択することができる。

供給時期

VAT の納税義務が発生する時点は、「課税対象時点」または「課税時点」と呼ばれる。商品の基本的な供給時期は、商品が引き渡された時点である。サービスの基本的な供給時期は、サービスが提供された時点であるが、これらの規則にはいくつかの例外がある。

域内物品取得または免税域内物品供給については、インボイスが発行された日、自己インボイス

が発行された日、または事象発生時点の翌月 15 日のいずれか早い日に課税時点が発生する。

預金および前払金

前払に対する課税時点は、支払を受領した時点である。税制の変更、一部前払、一部前払請求書の場合には、特別規定が適用される場合がある。

分割払を伴う不動産を含む物品の供給に対する課税時点は、物品が受益者に引き渡された時点となる（インボイスが発行された場合、またはそれ以前に支払を受けた場合を除く）。

継続的なサービス供給

継続的なサービス（電話サービス、水道、電気など）の供給時期は、支払契約で指定された期間の最終日、またはインボイスの発行日である。決済期間は 1 年を超えてはならない。

販売または返品承認を得て送付された商品

ルーマニアは、コールオフ／委託在庫の商品の供給と、試験用に送られた商品の供給に関する簡素化措置を実施した。

コールオフ／委託在庫の簡素化については、簡素化措置が適用される場合、商品の供給時点は、荷受人がその顧客に商品を引き渡し/さらに販売した時点となる。簡素化措置は、以下の特定の条件下で適用される。

- 荷受人がルーマニアで VAT 登録されていること
- 原産地である EU 加盟国が、ルーマニアへの商品の移動を移転とみなさないか、または同様の VAT 簡素化制度を適用または受け入れている。
- 商品がルーマニアの他の EU 加盟国から輸送される場合、ルーマニアからの商品の荷受人または買い手が供給業者によって把握されていること。

簡素化措置に基づき試験用に送られた商品の供給については、受益者が商品を受け入れた日に供給が行われたものとみなされる。簡易化制度は、見本として輸入できない商品にも適用される。

リバースチャージ・サービス

ルーマニアの課税対象者が外国の供給業者から受領した特定のサービスは、リバースチャージメカニズムを使用してルーマニアで課税される。このような場合、顧客は VAT 申告書において VAT を売上税額と仕入税額の両方として申告する。受益者が仕入税額控除をする全ての権利を有する場合、その費用は VAT 上中立となる。

外国の供給業者からインボイスを受け取らなかった場合、ルーマニアの受益者は、役務が提供さ

れた月の翌月 15 日までに、指定された様式による「自己インボイス」を発行しなければならない。サービスの受益者がルーマニアで VAT 登録をしている場合、課税時点が発生した月の翌月 25 日までに納付すべき VAT を納付しなければならない。ただし、受益者がルーマニアにおいて通常の体制で VAT 登録を行っていない場合、特別 VAT 申告書を使用してリバースチャージを計上しなければならない（控除額はなく、その結果、納付すべき VAT を納付しなければならない）。

リース資産

課税時点は、支払契約に指定された各支払期限に発生する。ただし、課税対象事象が発生する前に VAT が発生した場合は、インボイス発行日、または前払い先払いを受領した日に VAT が発生する。

輸入品

輸入貨物の課税時点は、関税が課される時点である。原則として、輸入 VAT の課税時点は、商品が自由流通に解放された時点であるが、例外が適用される場合もある。

地域内取得

VAT は、インボイスまたはセルフ・インボイスを発行した時点、または取得月の翌月 15 日を経過した時点でその時までインボイス/セルフ・インボイスが発行されていない場合、その時点で義務となる。

地域内物資供給

VAT は、インボイスまたはセルフ・インボイスを発行した時点、または供給月の翌月 15 日を経過した時点でその時までインボイス/セルフ・インボイスが発行されていない場合、その時点で義務となる。

遠距離販売

ルーマニアには、遠距離販売の供給に関する特別な供給時期の規則はない。そのため、一般的な供給時期の規則が適用される（上記のとおり）。

➤ 課税対象者による VAT の回収

課税対象者は、事業目的で供給された商品およびサービスに対して課される前納税を回収することができる。通常、課税対象者は、仕入税額を、供給に対する付加価値税（VAT）である売上税額

と相殺することで回収する。

原則として、仕入税額には、ルーマニア国内で供給される物品およびサービスに対して課される VAT、物品の輸入に対して支払われる VAT、リバースチャージ・サービスを受けた場合およびルーマニア国内での物品の取得に対して自己申告される VAT、ならびにリバースチャージの対象となる特定の課税取引に対する VAT が含まれる。

特定のケースを除き、還付される VAT 額は VAT 申告書を通じて請求する必要がある。仕入れ税額が売上税額を上回った分は、通常、還付される。または、将来の VAT 債務と相殺することもできる。

ルーマニアで VAT 登録を行っている課税対象者の場合、VAT 還付の最低額は 5,000 レイ（約 1,000 ユーロ）である。この閾値を下回る金額は、他の VAT 負債と相殺することで回収することができる。

領収書に顧客の VAT コードが記載されており、かつ取得総額（VAT を含む）が 100 ユーロ未満の場合に限り、会計上の領収書に対する仕入税額が控除される。

ルーマニアにおける課税対象者の仕入税額の還付期限は 5 年である。この 5 年間の期限は、権利発生年の翌年 1 月 1 日からである。VAT 法は、このような期限を特に規定していないが、財政手続規則に規定されている一般的規則に従い、課税対象者が未収税金の還付を請求する権利は、控除する権利が発生した年の翌年 1 月 1 日から 5 年以内とされている。

控除対象外仕入税額

仕入税額は、VAT 対象となる業務の遂行に使用されない商品やサービス（例えば、起業家が私的使用のために取得した商品）の購入に対しては回収することができない。また、一部の事業支出については、仕入税額を回収することができない。

仕入税額が控除されない項目の例としては、個人的な経費、各項目（有形財）の個々の価格が 100 レイ（約 20 ユーロ）を超え、取得時に VAT が控除された場合の業務上の贈答品、酒類、タバコなどが挙げられる（ただし、課税対象となる財またはサービスの供給に使用される場合を除く）。

仕入税額控除項目の例としては、広告宣伝費、ホテル宿泊費、バンやトラックの購入費用、車やバンやトラックのリース料、会議費、出張旅費などがある。

一部免除

課税供給に直接関連する仕入税額は全額回収可能であり、免税供給に直接関連する仕入税額は全額回収不能である。課税供給と免税供給の両方に帰属する仕入税額（間接費に支払った VAT など）は、比例配分方式で控除される。比例配分方式は、一般に、仕入税額を受ける権利を有する供給に

より発生した収入の割合を総収入で割ったものである。回収可能な VAT の計算は、通常、前年の比例配分割合に基づく。ただし、税務当局の承認があれば、特別な按分率を使用することもできる。また、控除を申請する部分的な権利を有する課税対象者の活動分野ごとに按分割合を設定することもできる。

VAT 控除を認める業務または VAT 控除を認めない業務に分配される可能性のある商品またはサービスの取得に関連する仕入税額は、比例配分ではなく（直接配分に基づき）控除される。

VAT 控除を認める業務および VAT 控除を認めない業務の両方に使用される投資目的の取得の場合、課税対象者は、投資期間中、VAT を全額控除することができる。この VAT は、投資の結果得られた物品を使用して供給が行われる初年度に調整される。

ルーマニアで部分免除標準法を使用する場合、税務当局の承認は必要ない。

資本財

資本財には、商品またはサービスの生産または供給、賃貸または管理目的のために保有される、あらゆる種類の、減価償却対象有形固定資産、建造物、土地が含まれる。また、不動産の建設、改造、近代化も含まれるが、これらの資産の修理や保守作業は除外される。リースされる有形固定資産は、賃貸人の資本財とみなされる。

仕入税額は、物品を取得した年に控除される。控除される仕入税額は、商品の仕向地や用途、および/または課税対象者の一部免除によって異なる。ただし、商品の仕向地や用途が変わったり、資本財が存在しなくなったり、課税対象者の一部免除の割合が変わったりした場合には、控除される仕入税額は時の経過とともに調整されなければならない。

ルーマニアでは、資本財調整制度が以下の資産に適用される。

- 不動産の取得、建設、改造または近代化（改造または近代化が、当該建設物の総額の少なくとも 20%に相当する場合）については 20 年間
- その他の動産資本財は 5 年

課税対象者は、控除された税額および調整された税額を確認できるように、仕入税額の調整の対象となる資本財の記録を保管しなければならない。この調書は、資本財の取得に関連する税金が課されるようになった日から始まり、控除額の調整を請求できる期間の満了から 5 年間保存しなければならない。資本財に関するその他の記載事項、書類、帳簿も同様の期間保存しなければならない。

調整期間は、資産が取得もしくは製造された年、または変更もしくは近代化後に資産が初めて使用された年の 1 月 1 日から開始しなければならない。VAT 控除は、調整のきっかけとなる事象が発生した課税期間中に、残りの調整期間に関連する全税額について 1 回調整しなければならない。

調整期間中に、課税対象者に有利な調整、または税務当局に有利な調整となる事象が発生した場合、VAT 調整は、そのような事象が発生するたびに、調整期間中に同一の資本財について継続して実施しなければならない。各資本財の調整額が 1,000 レイ（約 200 ユーロ）を下回る場合、資本財に関連する仕入税額を調整してはならない。

ルーマニアでは、資本財の調整は、資本財をもたらすあらゆるサービス（例えば、建物建設工事）に適用できる。

還付

仕入税額が売上税額を上回った場合、その残高（「負の VAT 残高」と呼ばれる）は以下のいずれかの方法で処理される。

- 翌期繰越
- 課税対象者が VAT 申告書において行使したオプションに基づき、税務当局が補償または還付を行う。このオプションは、5,000 レイを超える負の VAT 残高に対してのみ行使することができる。

VAT 還付申請は、（一定の条件の下、）還付申請を行う年の 5 年前から始まる期間に発生した適格仕入税額を対象とすることができる。

原則として、VAT 還付または補償請求は 45 日から 90 日以内に処理されなければならない（実際には、この期間より長くなる可能性がある）。一定のパラメータにより、VAT 還付は事前の VAT 監査の有無に関わらず認められる（ルーマニア税務当局は、還付請求額が 45,000 レイを下回る場合、ルーマニアで VAT 登録された課税対象者に対し、事後の VAT 監査を実施する前に VAT 還付を承認することができる）。VAT 還付手続において、税務当局は課税対象者に追加情報を要求することができる。その結果、追加情報の請求日から税務当局が情報を受理した日までの日数分、還付期間が延長される可能性がある。この期間の満了までに還付または補償請求が処理されない場合、原則として、課税対象者は延滞利息を受け取る権利を有する。

登録前の課税対象者は、連続 5 年以内に経済活動を行おうとする意図がある時点で、VAT 登録前に行った取得について VAT を控除する権利を有する。その意図の有無は、経済活動を開始するために必要な費用の発生および/または準備投資などの客観的要素に基づいて評価されなければならない。

不良債権

貸倒救済が適用されるのは、受益者の破産により、または裁判所の決定により承認された再建計画の実施により、供給された商品またはサービスの価値を受け取ることができなくなった場合に限

られ、その結果、償却された債権の一部または全部が取り消される。再建計画の場合、不良債権の救済は裁判所の決定日から認められる。破産事件の場合は、破産開始決定がなされた日から、不良債権の救済が認められる。

さらに、課税対象者は、納品された商品または提供された役務の全部または一部の価額が、当事者によって設定された支払期間またはインボイス発行日から 12 カ月以内に第三者である個人から回収されなかった場合、課税標準を調整することができる。この調整は、支払期間が経過した年の翌年の 1 月 1 日から 5 年以内、または、支払期間が経過していない場合は、インボイスが発行された年の翌年の 1 月 1 日から 5 年以内に行われる。調整は、1,000 レイ（約 200 ユーロ）までの請求の回収のために商業的措置が取られたこと、および 1,000 レイ（約 200 ユーロ）を超える請求の回収のために法的措置が取られたことが証明された場合にのみ認められる。

非経済活動

ルーマニアでは、非経済的活動に使用される購入品にかかる仕入税額は回収できない。

▶ 非設立事業による VAT の回収

ルーマニアで VAT 登録されていない非設立事業で発生した仕入税額は回収可能である。ルーマニアの VAT 当局は、ルーマニアで設立されておらず、VAT 登録もされていない事業者が負担した VAT を還付する。非設立事業者は、VAT 登録事業者と同程度にルーマニアの VAT を請求することができる。

EU 企業

EU 設立企業については、EU 指令 2008 年第 9 号 EC に基づき還付が行われる。EU 指令 2008 年第 9 号に基づく VAT 還付手続は、還付期間中に事業者がルーマニアで課税対象供給（リバースチャージの対象となる供給は除く）を行っていない場合にのみ利用できる。

ルーマニアに関する具体的な規則は以下を参照。

- 還付を受ける加盟国において VAT の還付を受けるためには、還付を受ける加盟国に設立されていない課税対象者は、当該加盟国に対して電子的に払戻請求を行い、当該加盟国が提供する電子ポータルを通じて、設立されている加盟国に払戻請求を転送する必要がある。
- 払戻請求書は、払戻期間の翌年の 9 月 30 日までに、申請者が指定する加盟国に送付しなければならない。
- 払戻期間は最長で 1 年、最低でも 3 カ月である。暦年末までの残り期間であれば、3 カ月未満でも還付請求は可能である。

- 払戻請求が、1年未満だが3カ月を超える払戻期間に関するものである場合、還付請求するVAT額は、400ユーロまたは自国通貨での相当額を下回ることはできない。
- 払戻請求が、1年の還付期間または1年内の残存期間に関するものである場合、VAT額は50ユーロまたはその相当額を下回ることはできない。
- 払戻請求が承認された場合、還付金額の払戻は、遅くとも承認決定が申請者に通知された日から10営業日以内に、還付加盟国によって行われなければならない。

非EU加盟企業

EU域外設立企業については、EU指令第13に基づき払い戻しが行われる。詳細はEUの章を参照。ルーマニアは相互主義の原則を適用しているため、払戻請求をした国は、ルーマニア企業に対してもVAT還付を行わなければならない。ルーマニアの具体的な規則は以下を参照。

- 最低請求期間は3カ月、最高請求期間は1年である。
- 1年未満3カ月を超える請求の最低額は、400ユーロ相当のレイとする。年間請求または3カ月未満の請求の場合、最低額は50ユーロ相当のレイとなる。
- 払戻の請求期限は、払戻期間の翌年の9月30日である。

支払遅延利息

EU企業および非EU企業に対するVAT還付金の支払いが遅延した場合、ルーマニア税務当局は、遅延1日につき0.02%の割合で遅延利息を支払わなければならない。これは、VAT還付申請が決済されるべきであった日から始まり、ルーマニア税務当局による有効な支払日までとなる。還付請求は、還付請求書が提出された日から45日以内にルーマニア税務当局によって決済されなければならない。

➤ インボイス発行

ルーマニアの課税対象者は、通常、全ての課税供給に対してVATインボイスを提出しなければならない。VATインボイスは、仕入税額控除を申請する際に必要となる。

クレジット・ノート誤りが含まれているインボイスは取り消すことができ、課税対象者は取消インボイスを発行することができる。取消インボイスには取消金額を記載し、その前にマイナス記号を付さなければならない。取消インボイスには、VATインボイスと同じ情報を記載し、相互参照を提供しなければならない。

電子インボイス e-Invoice (e-Factura)

ルーマニアでは、2022年7月1日以降、企業対政府（B2G）取引において、また、2024年7月1日以降、VAT 目的の供給地がルーマニアにある企業対企業（B2B）取引において、インボイスの電子化が義務付けられる。2022年7月1日から2023年12月31日までの期間は、財務リスクの高い商品に対してインボイスデータの電子申告が適用されるが、2024年1月1日以降は、インボイスデータの電子申告がすべてのカテゴリーの商品またはサービスに拡大される。

2021年10月、ルーマニア政府は電子インボイスシステム（RO e-Invoiceシステム）の任意使用に関する緊急条例を公布した。2022年7月1日より、B2G取引において電子インボイスの発行が義務化され、2022年7月1日より、財務リスクの高い商品（野菜、果物、アルコール飲料、新築工事、鉱工業製品、衣料品、履物など）のインボイスについては、インボイスデータの電子報告が義務化された。

2024年1月1日より、ルーマニアに所在する課税対象者とルーマニアにVAT登録番号を有する非居住者を対象とし、ルーマニアを供給地とするすべてのB2B供給について、インボイスデータの電子報告（「e-Factura」）が義務化された。

2023年7月、ルーマニアにおける電子インボイス発行の義務化をEU VAT指令から免除することを認めるEU理事会決定が出された後、ルーマニアにおける電子申告および電子インボイスの適用に関するいくつかの規定が、法律2023年第296号により導入された。

供給業者は、受取人がルーマニアの電子インボイス登録簿に登録されているか否かにかかわらず、RO e-Factura システムを利用してインボイスを発行・送付する義務がある。2024年7月1日以降、ルーマニアに設立された課税対象者は、RO e-Factura システムを通じて、インボイス発行期限から5暦日以内に電子インボイスを提出する義務を負うと規定されている。

電子インボイスは、一定の技術仕様を満たし、一定の必須要素（発行者、受取人、取引に関する情報、VAT 内訳など）を含まなければならない。電子インボイスが特定の要件を満たす場合、財務省は電子インボイスに電子署名を行い、受取人にインボイスを提供する。財務省の電子署名は、電子インボイスが RO e-Factura システムで受領されたことを証明する。

上記の規定に違反した場合、納税者の区分に応じて、以下のように違反罰金が適用される。

- 大口納税者は 5,000 レイから 1 万レイ
- 中堅納税者は 2,500 レイから 5,000 レイ
- その他の法人および個人は 1,000 レイから 2,500 レイ

2024年1月1日から2024年6月30日までの間、RO e-Factura システムを通じてインボイスを発行する義務が免除される。

- 輸出と域内の商品供給
- ルーマニアに設立されておらず、VAT 登録もされていない課税対象者に提供される物品お

よびサービスの供給

- 簡易インボイスが発行される物品およびサービスの供給（VAT を含むインボイスの金額が 100 ユーロ以下の場合）
- インボイス発行がルーマニアで適用されるインボイス発行規則の対象とならないサービスの供給

SAF-T の報告

税務用標準監査ファイル（SAF-T）は、企業・団体と税務当局との間の会計データの電子交換の国際標準を反映したもので、納税者に課される新たな申告義務である。SAF-T には、納税者の会計・税務データに関する情報が含まれている。

SAF-T の主な役割は、税務当局と納税者間の情報伝達を標準化し、双方に利益をもたらすことである。SAF-T は、納税者が行った業務について税務当局による検証を容易にする一連の情報（当初は税務申告を補足するもので、事前に定義されたフォーマットによる）を定期的に報告するものである。

ルーマニアでは 2022 年 1 月 1 日から、ルーマニアの法人および複式簿記を採用している外国法人のルーマニアにおける非法人部門、およびルーマニアで VAT 登録されている非居住者企業に対して、SAF-T の報告義務が導入された。

SAF-T ファイルは、財政状態を把握するために行われる税務調査において、税務当局が管理する証拠の 1 つとなる。税務調査の目的は、特に、申告書のデータと、SAF-T ファイルの情報を含む納税者の会計・税務記録のデータとの整合性を検証することである。

大口納税者が最初に SAF-T ファイル（D406 情報提供申告書を使用）を提出したのは 2022 年 2 月で、2022 年 1 月分であった。その後、2023 年に中堅納税者、2025 年に小規模納税者が続く。

SAF-T の準備は、基幹系情報システム（ERP）からデータを抽出し、必要なフォーマット（*.xml など）で ANAF に送信するだけでなく、送信する SAF-T ファイルの正確性と完全性を確認するための準備段階もある。

RO e-Seal (e-Sigiliu) と RO e-Transport

ルーマニアの長期的な財政的持続可能性を確保するための一定の財政・予算措置に関する法律プロジェクトの中で、LXI 1 条は、運輸会社に e-Seal という新たな義務を導入している。

ルーマニア国内を道路輸送される貨物のトレーサビリティを確保するため、RO e-Seal システムが構築された。

国内の RO e-Seal システムは、電子デバイスとソフトウェア・アプリケーションの使用に基づく

システムであり、管轄当局が、輸送中か最終目的地が国内の経済事業者かを問わず、道路貨物輸送の迂回の可能性のある地点を特定できるようになっている。

電子デバイスとは、貨物の道路移動を追跡するために、データを記録し、ステータスや位置情報をソフトウェア・アプリケーションに送信するインテリジェント・シールを指す。

インテリジェント・シールの貼付および国内領土内の物品の道路輸送の監視は、リスク分析に基づき、国家財政管理庁およびルーマニア税関当局によって実施される。リスク基準の設定、インテリジェント・シールの適用、貨物の道路輸送の監視の手順は、本法がルーマニア官報に掲載されてから 60 日以内に作成される共同命令によって決定される。

運転手が規定された義務を果たさなかった場合、それが刑法上犯罪とみなされるような状況下で行われなかった場合は違反となり、2 万～5 万レイの罰金が科される。

e-Seal は、商品の道路輸送と、「転用」の可能性のある地点を監視する。例えば、輸送書類によればルーマニアを経由するはずの商品が、実際にはルーマニア国内でインボイスなしで販売されている場合などである。

RO e-Transport は、ルーマニア領土内で財務リスクのある商品を輸送する際に行わなければならない通知（申告）である。

RO e-Transport は、財務リスクのある商品の輸送にのみ焦点を当てている。e-Transport の場合、責任はサプライヤー／顧客にあるが、e-Seal の場合、責任は運送会社のドライバーにのみある。

➤ 返品と支払い

年間売上高が 10 万ユーロに相当するレイを下回る課税対象者は、四半期ごとに VAT 申告書を提出しなければならない。ただし、四半期ごとに VAT 申告書を提出する課税対象者は、ルーマニアで課税対象となる共同体内取得を行った日から、毎月 VAT 申告書を提出しなければならない。

その他のすべての課税対象者は、毎月 VAT 申告書を提出する。申告期限は、申告期間終了日の翌月 25 日である。すべての課税対象者は、VAT 申告書を電子的に提出しなければならない。該当する VAT 申告書には、証明サービス提供者が発行した適格証明書を使用して、課税対象者が署名しなければならない。

VAT 申告書の提出期限と同じ日、すなわち申告期間終了日の翌月 25 日までに全額を支払う必要がある。全ての VAT 債務はルーマニア・レイで支払わなければならない。支払いは銀行振込で行わなければならない。2020 年 2 月 1 日より、ルーマニアでは VAT 分割納付の仕組みは適用されなくなっている。

ルーマニアでは、すべての課税対象者に電子申告が義務付けられている。VAT 申告書の提出は、所轄税務当局に提出された特定の様式に基づき、ルーマニアの個人のみが取得できるデジタル証明

書を用いて行われる。

6.7. その他の税金

A) 関税

ルーマニアの関税は、ルーマニアが EU に加盟した 2007 年 1 月 1 日から EU の規制を適用している。関税関係法規により規制された活動をする者は、関税用の登録をしなければならない。また、特定条件に基づいて、行政上の待遇が得られる「認定事業者資格」を申請することもできる。

➤ 共通関税率

毎年欧州委員会により、採択される EU 共通関税率と特惠措置として、「EU 統合関税率」が制定される。EU 関税オンラインデータベース (TARIC) には下記の項目がある。

- 品目コード (CN コード)
- 共通農業政策に基づいた関税及び輸入税、または農産品の処理による特定物品に適用された具体的政策に基づく賦課金。
- 特惠待遇、つまり EU が他国または複数の他国群と締結した特惠貿易協定による関税。
- EU が特定の国、国群または地域に対し一方的に採択した一般特惠関税制度。
- 特定物品に対する関税を減免する自主措置。
- EU の関税は、ほとんどの場合、従課税率で表示。消費税、付加価値税などその他の税金、義務、課税が生じる場合がある。

➤ 物品の課税基準

ルーマニアに輸入してから販売対象になる物品の課税基準について、輸入品の価値は販売価格に、保険、運搬、手数料、ロイヤルティ、ライセンス料など、輸入品に課せられた費用を足して計算する。

税関価値には下記の項目が加算される。

- (i) 輸入品運搬と保険費用。
- (ii) EU 税関域に入るまでの積載費、取扱費。

なお、上記の費用が購入者により払われる、もしくは物品の価格に含まれる場合はその限りではない。

▶ ロイヤルティ

税関法に基づき、輸入品に対して販売条件としてかかるロイヤルティは課税対象となる。ただし2016年6月1日以降、ロイヤルティとライセンス料は、物品販売を条件とした費用として考えられ、関税価値に含まれなければならない。

▶ 税関手続

EUの関税基準法によると、輸入品は下記の税関手続を経ることとなる。

- 自由流通
- 経由
- 税関倉庫
- 内部処理
- 一時的受入
- 外部処理
- 輸出
- フリー・ゾーン

「自由流通」手続とは、EU圏外の物品をEU圏内の物品に転じる手続である。つまり、その関税を納税することによって、対象物品が関税の観点においてEU圏内で自由に移動できるという意味である。なお、関税当局の承認を必要とする、関税料金免除の特定手順もある。

「経由」手続とは、EU圏外の物品を、一定の期間内に、輸入税その他の料金または商業上置の対象とせず、EU税関域内の国の間に移動する手続である。これは、輸出用のEU内の特定物品に対しても適用できる。

「税関倉庫」とは、税関当局の承認により、物品を特定条件に従って保管できる場所である。下記物品が税関倉庫における保管対象となりうる。

- EU圏外物品。なお、この手続のもとで取り扱われる物品は、輸入税や商業政策措置の対象とならない。
- EU圏内物品。その場合、特定分野の規制法規により、倉庫での保管に関して、同物品の輸出に対する措置が適用される。

「内部処理」手続とは、EU圏外物品を輸入税・商業政策措置を適用せずにEU圏内として取り扱う手続である。

「一時的受入」手続とは、EU 圏外物品にかかる輸入税を減免し、かつ商業政策措置を適用せずに EU で使用し、使用による劣化以外の変化がないまま再輸出する手続である。

「外部処理」手続とは、EU 圏内物品を EU 税関域外で加工などのために仮輸出し、加工済みの物品を EU 圏内へ輸入税を減免して再度受け入れ、自由流通させる手続である。

「輸出」とは、EU 圏内物品を、商業政策措置を含む輸出手続により EU 圏外へ送る手続である。

「フリー・ゾーン」（自由地帯）とは、EU 域内に置かれた地帯または施設である。ここにある物品は EU 圏内で自由流通開放・その他の税関手続で処理されるか、または税関法規による規定条件外で消費しない限り、輸入税や輸出関係商業政策措置のもと「EU 圏外」としてみなされる。ルーマニアにはコンスタンツァ、ブライラ、スリナ、ジュルジュ、クルティチにこれが設置されている。

2016年3月1日以降、上記の手続は4種類の特別手続にまとめられた。

- 経由（外部・内部）
- 保管（一時保管、民間または公的税関倉庫、フリー・ゾーン）
- 特定使用（一時受け入れと末端使用）
- 処理（外部、内部）

➤ 個人に対する通関制度

EU 圏内に住居を置く個人の物品、結婚後 EU 圏内に移入する個人の物品、遺産、個人間で発送する物品に対して、特定の通関料金が制定されている。

B) 物品税

物品税は、アルコール飲料、エネルギー製品（ガソリン、ディーゼルなど）、タバコ製品、電気、天然ガス、その他特定の品目を含む特定のカテゴリーの製品に対して支払われる消費税である。この税金は、国内市場で生産された品目の輸入および販売に対して支払われ、1 単位当たり固定レイまたは特定の課税標準に対するパーセンテージで設定されている。

下表は、製品の主要カテゴリーに関する物品税である。

製品カテゴリー	有効な物品税率（2024年）
アルコール製品	100リットルあたり4,629.75レイまで
タバコ	タバコ1,000本あたり672.92レイ
自動車燃料	1トンあたり2,190.51～3,085.04レイ
電気	1メガワット時（MWh）あたり3.41レイまたは6.82レイ

C) 地方税

ルーマニアの地方税は税務基準法により制定されている。地方税は、個人と法人の両方を納税者とする、地域行政が制定した税類である。

なお、税務基準法の制定基準に対して、各県の県議会が県内地方税を50%以内で割増制定できる。

また、地域行政当局は、未栽培の農地、廃墟となっている土地や建造物に対して、税務基準法の税率を500%以内の割増が制定できる。

さらに、国家支援法規に違反しない限り、各市町村の議会から法人に対して建造物税や土地税の免税が付与できるなどの免税条件が制定されている。

➤ 建造物税

建造物税は、在住国にかかわらず、ルーマニアにおける建造物の所有者に課せられる。建造物税は住宅用、非住宅用、混合用など用途により計算され、建造物の税務上価値に対して、住宅用の建造物の場合は0.08%~0.2%、事業など非住宅用の建造物の場合は0.2%~1.3%の税率となっている。ただし非住宅用の建造物のうち、農業関係事業のための建造物は0.4%の税率が課される。

本税は毎年度3月31日と9月30日を期限として納税しなければならない。

➤ 土地税

土地税は、ルーマニア国内における土地の所有者に課せられ、置かれた場所（都市部または農村部）または用途などにより、面積単位に対して設定される税である。本税は毎年度3月31日と9月30日を期限として納税しなければならない。

➤ 車両税

車両税は、ルーマニアで登録された、地上または水上の乗り物の所有者に課せられる。原動機の容量及び車軸数、緩衝の仕組み、車重などによって計算される。なお、電気自動車は車両税の免税を受ける。また、地方行政当局から農業に利用される農業車両に対して免税、ハイブリッド自動車に対しては50%減税する場合がある。

本税は毎年度3月31日と9月30日を期限として納税しなければならない。

➤ 建設許可税

建設許可税は、建設許可の取得の際に、建設物の対価の割合として納税される税金である。

➤ 広告・宣伝税

広告税は、音声、動画、印刷物による広告宣伝を除いて、ルーマニアにおいて供給された広告宣伝契約の実施当該月に対して、同月の10日までに納税しなければならない。税率は、各市町村によって異なるが、広告宣伝業務の対価に対して1～3%である。屋外宣伝は、市町村の議会により、使用面積に対して課税される。ただし、全国上限税額は、納税者の事業現場における広告宣伝に対して1平方メートル当たり32レイ以内、その他の場所における広告宣伝に対して1平方メートル当たり23レイ以内となる。本税は毎年度3月31日と9月30日を期限として納税しなければならない。

➤ 公演税

公演税は、法人または個人による公衆公演に対して、寄付金またはチケット販売による収益に対して、合計収益の2～5%の率で課税される。公演の翌月10日までに、1カ月に一回納税しなければならない。

➤ その他の地方税

各市町村の議会によって、次のような税金を課されることがある。

- 公的空間の一時的使用料。
- 博物館、記念館または歴史・建築・考古学遺跡の入場料。
- 公的インフラを利用し、利益のために保有された設備の所有税。
- 環境負荷となる活動のための税金、など。

D) 印紙税

印紙税は、司法申立、証明書・ライセンスの発行、公証を必要とする文書取引の際に課税される。印紙税は2種類ある。

- 司法印紙税
- 司法外印紙税

司法印紙税は法務省または裁判所への申立に対して、申立の対価に応じて、下記の通り課税される税金である。数値化できる申立類は逆進課税される。数値化できない申立は固定額により課税される。また、不動産物件の取引に対して特定条件の下で印紙税が課せられる場合もある。

関係法律としては、印紙税をめぐる旧法であった法律 1997 年第 146 号が取り消され、政令 2013 年第 80 号が発行された。新規政令により印紙税は高くなったが、旧法で司法印紙税に追加されていた司法印紙がなくなった。

司法外印紙税は、公的当局から身分証明書、車両登録などの証明書類の発行に対して課せられる税類である。なお、本税に対しては一定の条件の下、免税も規定されている。

印紙税は、ほとんどの裁判上の請求、証明書や免許証の発行、認証を必要とする文書取引にかかる。

6.8. コンプライアンス違反の罰金、科料

ルーマニアの税務法規により、税金関係の届け出類及び納税義務に対して、罰金、課徴金、延滞利息金が規定されている。

税務申告の届出延滞に対して、納税者の区分に応じて、500～5,000 レイ（約 100～1,000 ユーロ相当）の罰金が課される。なお、納税申告の届出延滞罰金は、納税期限が守られていた場合でも課される。

法律による期限を超えた滞納に対しては超過金と延滞利息金が課せられる。

- 税務当局の決定による税金に対して未申告または誤って申告された税金に対して、「未申告罰金」として一日当たり 0.08%の超過金が発生する。なお、この超過金に対して 75%の割引が付与される場合がある。また、未申告の対象が脱税によるものである場合を除いて、超過金は課税額を超えることはない。
- 税務支払期限を超えた場合、「滞納超過金」として延滞 1 日当たり 0.01%の超過金。
- さらに、1 日当たり 0.02%の滞納利息金。

なお、未申告に対する罰金が適用された場合、滞納超過金は適用されない。

第7章 人事・労務

7.1. ルーマニアの労働市場

ルーマニアの労働は、憲法により労働自由、差別禁止、社会保護、強制労働禁止、移動・組合の自由などの基本原則が制定され、労働基準法と社会協議法により法律の枠組みに体现されている。一般論として、ルーマニア労働関係法規は、被雇用者の保護を図った最低限の規定を定めたものである。

ルーマニアの労働市場においてEU加盟国の市民は、自由にアクセスでき、制限なくルーマニアの雇用者のための労働ができる。EU圏外の国民は、労働開始前に就労許可を取得しなければならない。

ルーマニアの労働市場は、複数の言語が話せ、IT分野、技術分野さらに金融業界の高度成長分野において専門資格のある人材がいることに強みがある。

雇用率は2021年の67.1%から2022年には68.5%へと上昇した。力強い成長とパンデミックに伴う規制の段階的廃止により、サービス部門の雇用拡大が可能になったためである。それでも、雇用率は依然としてEUで最も低い水準にある。失業率（2022年には5.6%）はEU平均を下回っており、成長率が鈍化する中、一定の水準を維持すると予測されている。⁴

7.2. 労働契約／雇用契約

ルーマニアの労働基準法では、ルーマニアの雇用者のために、雇用契約に基づき国内外で勤務するルーマニア人従業員（ただし外国勤務の場合、相手国の労働条件が良い場合はそちらを適用）、また雇用契約に基づきルーマニア国内で勤務する外国人を対象としている。

➤ 雇用契約の具体的項目

法律により、個人の雇用としては、無期契約が一般的に規定されている。なお、下記の形式も許可されている。

- 固定期間雇用契約
- 一時雇用
- パートタイム雇用

⁴ European Commission, 2023 Country Report, Romania
https://economy-finance.ec.europa.eu/system/files/2023-06/ip247_en.pdf

- 柔軟性のある調整（自宅勤務など）

個人雇用契約の新規作成または既存のものに対する変更の際は、雇用者から被雇用者に対して、勤務場所、勤務時間、給料、休暇期間、評価基準、勤務内容及び権限、試用期間などの主な条件を知らせなければならない。

また、個人雇用契約には、一般的条件の他に、下記のような特別条件が含まれることがある。

- 競争禁止条件。被雇用者が、雇用契約終了後の競争禁止期間において、月々の補償金を受け取る代わりに、当雇用者のために行った競争対象活動を自分自身または他者のために行ってはならない条件である。
- 競争禁止条件が効力を持つためには、個人雇用契約に下記項目が明示される必要がある。
 - 契約終了後、雇用者が行ってはならない活動
 - 競争禁止に対する補償金
 - 競争禁止条件の有効期間（契約終了日より2年間以内）
 - 禁止業務をしてはならない受益第三者
 - 雇用者にとって被雇用者が競争するとみなされる地域

労働基準法により、競争禁止補償金は、雇用契約の最終の6カ月間の平均総月給の50%を最低額として交渉されなければならない。なお、契約有効期間が6カ月未満の場合の補償金は、契約期間内の平均総月給に対して計算される。競争禁止条件に違反があった場合は、被雇用者は補償金を変換し、雇用者の被害に応じて賠償しなければならない。

- 可動性条件。勤務内容の特性により、勤務場所が固定されていない条件。そのために、雇用契約において現金その他の待遇が規定される。
- 守秘義務条件。双方が、雇用契約期間中及び終了後に及んで、雇用関係中の情報を開示してはならない条件。違反した方は、相手方に被害賠償を支払う義務を持つ。

➤ 従業員原簿（REVISAL）

従業員原簿はルーマニアで締結された全ての雇用契約の関連情報を記載する特別文書である。政令2017年第905号により、下記雇用者の区分によって従業員原簿の作成及び記入方法が制定されている。

- 個人または民間法人
- 機関、公的機関、個人雇用契約に基づいて個人を雇用するその他の公的法人

REVISALは電子形式で作成し、労働監督局のウェブ・ポータルに提出しなければならない。

民間原簿は、雇用契約の締結日の順に記載し、下記項目を含まなければならない。

- 雇用者の特定項目

- 全従業員の特定項目（氏名、個人コード）
- 雇用日
- 従業員の記載日及び記載終了日
- COR（ルーマニアの職業分類コード）による職務名称
- 総月給
- 個人雇用契約の種類
- 個人雇用契約の終了日及び終了の法的根拠
- なお、REVISAL の記載の不備または管轄当局への関連情報の規定期限以内の不提示は種々の罰金の対象になる。

➤ 被雇用者の代表

従業員数が 20 人以上で労働組合がない雇用者の場合は、従業員の利益を推進し保護するためには被雇用者の代表者を選定することができる。被雇用者の代表者は、従業員総会において従業員総数の過半数をもって選出される。

➤ 試用期間

試用期間は、被雇用者の技能の確認のために契約双方の合意により、実務者の場合 90 日以内、管理職の場合 120 日以内として設定された期間である。試用期間中は、雇用者または被雇用者のどちらからでも、予告または理由なしで筆記通知のみによって雇用契約を終了することができる。

7.3. 労働条件

➤ 勤務時間、追加勤務時間

労働基準法により、勤務関係における被雇用者のための最低限の勤務条件を制定している。そのうち、勤務時間は、追加勤務（残業）時間を含め一週間当り最大48時間となっている。また、毎週48時間の連続勤務休止時間と、毎年20日以上の有給休暇が制定されている。

追加勤務は、同等の有給休暇時間または総時給の75%割増として相補しなければならない。さらに、18歳未満、身体障害者、妊婦など特定区分の従業員に対して、または夜勤、シフト勤務、危険または有害条件における勤務の特別条件に対して特別勤務条件が規定されている。

➤ 職業訓練

雇用者は被雇用者に対して、下記の職業訓練を実施しなければならない。

- i. 従業員数21人以上の場合は、2年間に一回以上。
- ii. 従業員数21人未満の場合は、3年間に一回以上。

従業員数20人以上の雇用者は、労働組合または被雇用者の代表者と協議した上で年間教育計画を定め、連続的な職業訓練を実施しなければならない。また、その年間教育計画を企業レベルでの団体雇用契約に添付しなければならない。従業員は、自らの希望または雇用者の希望により職業訓練を受けることができる。職業訓練の運営をめぐる具体的な項目、双方の義務と権限、職業訓練期間、職業訓練にかかる費用を負担する雇用者の契約上の義務などは、個人雇用契約に添付しなければならない。

7.4. 給与と給与体系

給与とは、個人雇用契約により、被雇用者が雇用者のためにその権力のもとで労働することに対して受け取る報酬である。給与は、性別、性的指向、遺伝的特徴、年齢、国籍、人種、肌の色、宗教、政治的志向、社会起源、身体障害、家族状況、労働組合所属などの差別なく設定しなければならない。

給与は、基本給、役職手当、賞与、その他の追加手当からなる。給与の支払いは、雇用者のその他の支払い義務よりも優先しなければならない。

個人給与は雇用者と被雇用者の個人的交渉により計算しなければならない。最低給料レベルは、適用可能な団体労働協約により設定される。

給与は、個人雇用契約または団体労働協約により定められた日に、1カ月に一回以上をもって現金報酬として支払わなければならない。

法律により制定された条件を除き、給与を徴収してはならない。例えば、従業員が雇用者に対して被害を及ぼした場合の補償金は、裁判所の最終判決により確定された、現金払いの債権に基づいていなければならない。その場合、徴収分は50%以内でなければならない。

全国レベルで有効な、すべてのカテゴリーの正社員に適用される法定最低賃金月額額は、2024年1月1日時点で3,300レイ（約670ユーロ）である。

給与所得に対する課税については、「税制」の項を参照のこと。

7.5. 休暇制度と社会福祉制度

従業員には、雇用者から配当したり、保留したり、制限したりできない年間の有給休暇を受ける権利がある。有給休暇は年間最低20日（労働協約で定められている法定休日および有給休暇を除く）。

原則として、休暇は毎年とらなければならない。ただし、事由があつて休暇が取れない場合は、その年間に割り当てられた休暇は翌年の初めから 18 カ月の間で取ることができる。個人雇用契約終了に、使用していない有給休暇が残った従業員は、残った休暇を現金で相補を受けることができる。

年間の休暇は、雇用者と被雇用者の協議により個人的に計画する方法と、労働組合または被雇用者の代表者との協議により団体的に計画する方法がある。休暇は当該年以内に翌年分を計画することになるっている。

法律の枠組みには、冠婚葬祭用の有給休暇、または社内規則並びに団体労働協約による規約により、個人的事由のために付与する無給休暇も規定されている。

7.6. 社会保障費の仕組み

ルーマニアでは、年金基金への拠出、健康保険、労働保険の 3 つの社会保障費負担のみが義務付けられている。

➤ 年金基金への拠出 (CAS)

CAS は従業員が全額支払うもので、通常の労働条件下での給与および給与に準ずる収入による月収総額の 25%である。

ルーマニアの年金制度には 3 つの支柱がある。

第 1 支柱は強制的なもので、国が運営し、世代間および拠出による連帯の原則に基づいている。この点で、納税者が支払う社会保険料は、公的年金制度加入者の年金支払いに充てられる。公的年金制度では、男性も女性も 65 歳で退職し、一定期間（最低拠出期間は 15 年、最長拠出期間は 35 年）拠出した年金を受け取ることができる。

第 2 支柱は、2008 年 1 月 1 日以降、35 歳未満は強制加入、35～45 歳は任意加入となっている。この基金は、個人の社会保障拠出金の一定割合を移管することによって構成され、民間で運営されている。これらのファンドを管理する会社の投資は厳格な規則に従っており、その活動は金融監督庁 (ASF) によって監督されている。確定拠出年金 (DC) 制度であり、給付は個人の拠出金と運用収益に基づいて計算される。

第 3 支柱は任意加入の民間運営で、古典的な社会保障拠出金とは異なる個人加入によって構成される。この支柱への拠出は所得税から控除されるが、上限は年間 400 ユーロ。個人拠出率は賃金総額の 15%までである。

これらの 3 本柱のほかに、航空職員、国会公務員、外交官および領事職員、憲法裁判所職員、会計裁判所職員、裁判官および検察官など、社会の特定の部門の年金支給を含む特別年金カテゴリーもある。

ルーマニア政府は、国家予算のみで賄われる年金受給者向けの最低保障社会補償制度を導入し、一定水準以下の年金受給者 [2024 年 1 月からは 1,281 レイ (約 256 ユーロ) 以下] を対象としている。

➤ 健康保険 (CASS)

CASS は従業員が全額負担するもので、個人拠出の対象となる総収入 (例えば、給与所得、年金所得、失業手当など) の 10% に相当する額である。

この保険料は、公的医療保険制度の健康保険に加入するために支払うものである。

ルーマニアの公的医療制度は、国民健康保険庁 (CNAS) の責任下にある。CNAS は、ルーマニアの社会医療保険制度の統一かつ協調的な機能を確保することを主な活動目的とする、自治権を有する国益を目的とした公的機関である。

CNAS は、近代的で効率的な社会健康保険制度を実現することを使命とし、次のような主な義務を負っている

- 健康保険制度の一元的かつ協調的な機能の後方支援を確保すること
- 資金の徴収と効率的な利用を追求すること
- 適切なメディアを利用して、自らが代表する保険契約者の利益を代表し、情報を提供し、支援すること
- 利用可能な資金の範囲内で、人々の健康サービスのニーズをカバーすること

➤ 労働保険 (CAM)

CAM は雇用主が支払うもので、総月収の 2.25% に相当し、医療休暇拠出金、労働災害・職業病拠出金、失業拠出金、賃金請求拠出金が含まれる。

7.7. 退職／解雇

個人雇用契約の終了は、被雇用者の死亡、雇用者の清算、契約期間満了などの、特定の場合に双方の合意による終了と、辞職または解雇による一方的な終了がある。

解雇は、職業的な不適応性、処罰など被雇用者に関係した事由、または雇用者の職場の削除など被雇用者に関係しない事由により可能となる。雇用者による解雇の場合は、平日 20 日以上予告期間を付与しなければならない。被雇用者による退職の場合は、最大平日 20 日間、または管理職の場合は 45 日間の予告期間が規定されている。

さらにルーマニアでは、現在の定年法定年齢は男女とも 65 才である (以前の定年法定年齢は男性 65 才、女性 63 才)。一定の条件下では早期退職が認められている。

第 8 章 商標及び知的財産制度

8.1. 知的財産権および工業所有権

ルーマニアは知的財産権をめぐる主な国際的協定・条約を締結している。したがって、知的財産権、工業所有権に関する法律は、欧州の指令と国際的条約に準拠している。

効力を持つ主な法律は、特許法 1991 年 64 号（以後改正）、著作権法 1996 年 8 号、商標法および地理的表示 1998 年 84 号、工業意匠法 1992 年 129 号、半導体集積回路配置法 1995 年 16 号である。

特許、商標の登録及び保護に関する関連当局は「ルーマニア発明商標庁」（Oficiul de Stat pentru Inventii si Marci-OSIM）である。原則として、ルーマニアにおける特許・商標の保護を取得するには発明商標庁において登録しなければならない。

著作権についての権限を持つ機関はルーマニア著作権庁（Oficiul Roman pentru Drepturi de Autor-ORDA）である。また、著作権法の規定により、著作権の管理・保護を目的とした、ORDA の承認を受けた非営利団体などの民間法人も存在している。

ルーマニアの法律により、特許、商標ならびに著作権に関して、ライセンス契約及び譲渡契約が具体的に制定されている。このような契約の際は、適用される法律に基づいた法的枠組みを守らなければならない。

また、2000 年以降、電子通信事業（e-business）の規制も注目に値する。関係法律としては、2001 年に制定され 2014 年に再公布されたデジタル署名法 2001 年 455 号、2002 年に政府承認を受けた E コマース法 2002 年 365 号などがある。

8.2. 商標と原産地表示

商標とは、特定の法人または個人の取り扱う商品やサービスを他者のものと識別するための識別標識である。

原産地表示とは、ある商品の品質、評判、その他の特徴が本質的にある地理的原産地に由来しているとして、その商品の原産地を特定するための表示である。

商標及び地理的表示は法令 1998 年 84 号により OSIM で登録することにより保護される。

商標

商標とは自社商品やサービスを他社のものと区別する、企業の戦略における重要な要素である。

商標権者は、出願日より 10 年間、登録対象の商品またはサービスに対し、その標章を独占的に使用する権利と、他者による使用または模倣を禁止する権利を持つ。権利者の申請により、登録商標は 10 年の保護期間満了毎に更新可能である。

➤ 登録手続

商標登録のためには、OSIM へ、ルーマニア語で指定様式を出願する必要がある。

登録料および審査料の支払証明を、出願時もしくは出願日から 3 カ月以内に提出しなければならない。

また、必要に応じてその他の文書を添えることができる。例えば、出願人が他国での最初の出願に基づく優先権を主張するためには、国家当局に発行された第 1 国の出願日を証明する証明書を提出しなければならない。なお、その証明書がルーマニア語で書かれていない場合は、ルーマニア語訳を添えなければならない。

なお、申請時、保護対象物品リストの各項目に対してニース国際分類の一つの項目のみに該当するように、商標に関する商品・サービスのリストは正確に作る必要がある。

➤ 権利移転

登録商標に対する権利は、有償または無償で完全または部分的に譲渡可能である。

➤ 地理的表示

法令 1998 年 84 号及びルーマニアが加盟している国際条約により、地理的表示は OSIM での登録によって保護されることになっている。登録された地理的表示は、登録表示により特定された商品を製造または販売する者のみ利用できる。

地理的表示の登録のためには、ルーマニアにおいて住居または会社住所を有し、法律による課税対象となる者が、直接または認定された代理人により OSIM へ申請しなければならない。

申請が法律で定義された条件を満たした場合、OSIM では申請対象の地理的表示を全国地理的表示台帳に登録し、出願人に対し利用権を付与する。

登録済みの地理的表示に対して、OSIM に出願された申請書類のリストに記載された者が利用権を有する。

地理的表示の利用権は 10 年間有効となり、取得条件が維持される限り更新可能である。なお、更新時更新料金を支払うことになる。

指定商品に対して地理的表示の利用権を付与された者は、「登録済地理的表示」と特記し、地理的表示をその商品の取引の際に、添付文書、広告、リーフレットなどに使用できる。

地理的表示の利用権を持たない者は、たとえ実際の実産地を併せて表示したり、「～類」、「～の種類」、「～限定」などを付けたとしても、その地理的表示を利用したり模倣したりしてはならない。

例えば、ワイン・スピリッツ類などについて OSIM により地理的表示の利用権を取得した者は、その地理的表示とは異なる産地のワインやスピリッツ類に対して、たとえその実際の産地が記載されていたり、表示が別の言語に翻訳されていたり、あるいは「～類」、「～種類」などのような表現が付けられていたりしたとしても、その利用を禁止する権利がある。

なお、農業・農村開発省では、職権または要望により、登録済み地理的表示に基づいて販売された商品の品質検査を行う場合がある。

地理的表示は譲渡不可である。

8.3. 意匠

意匠（ルーマニア語 Design）とは、製品全体またはその一部の外観であり、製品自体および/またはその装飾の特性、特に線、輪郭、色合い、形状、表面テクスチャ、および/または材料、から生じるものである。

製品の、独自性を有する 2 次元または 3 次元の新規な外観は、平面的または立体的意匠として登録可能である。

なお意匠は、登録出願日より前に、あるいは優先権を主張する場合は優先日より前に、同一の意匠が公開されていない場合、新規性を有するとみなされる。意匠は、それらの特性が重要でない細部においてのみ相違するにすぎない場合に同一とみなされる。

意匠は、それが知識ある使用者に与える全体的印象が、登録出願日より前に、あるいは優先権を主張する場合は優先日より前に公開された何れかの意匠が与える印象とは異なる場合には、独自性を有するとみなされる。

独自性の評価には、意匠の開発における作成者の自由の度合いを考慮に入れる。

➤ 登録手続

OSIM に対して、登録出願すると、OSIM の専門部門の予備審査を受けた意匠が意匠台帳に登録される。そのためには、正規の寄託が必要となる。

寄託のための登録出願用紙は無料で OSIM が提供している。

申請書の提出方法は OSIM での直接提出または郵送による提出がある。

意匠の登録証明書の付与を受ける権利を有する自然人または法人（創作者、取引者、協会、財団など）は、意匠の登録出願ができる。

複合寄託は、国際意匠分類（International Design Classification）に従って同一の分類の製品に組み込まれるべき複数の意匠を含むことができる。単一寄託は 1 つの意匠を含む。複合寄託では 2 つ～最大 100 の意匠を含むことができる。

出願の公告日から 6 カ月以内に OSIM の審査委員会により意匠登録の受理もしくは拒絶が決定される。正規の寄託がなされた日から 5 営業日以内に、出願が公告される。

意匠登録出願情報と意匠の図的表示は工業所有権公報（BOPI-DM）で公告される。異議申立ては OSIM で直接提出することになる。

➤ **意匠所有者の権利**

意匠登録証明書の所有者は、ルーマニアにおける独占利用権を有し、他者による無断での複製、製造、販売、販売提供、使用、販売を目的とした輸入または保管、意匠の販売または利用の権利提供などを禁止することができる。

ただし、他国における保護を得るためには、それぞれの国での登録が必要になる。

BOPI-DM に記帳され出版された意匠に対して、普通保証金の提出日から偽造などからに対する保護が発効する。

8.4. 特許

ルーマニアでは、発明に対する保護は特許のみにより得られる。特許の保護期間は国内の出願日から 20 年間である。特許権は発明者とその権原継承者にある。被雇用者が発明者の場合は、特許法第 5 条により特許権は発明者または雇用者に帰属する。

特許取得条件の定義などは現行の国際規制と同調されている。

特許出願内容は国内における出願日、または優先権主張の場合は優先日から 18 カ月後に公開される。

特許出願公開から特許の発行まで臨時的な保護が受けられる。

特許出願審査は出願日から 30 カ月以内に審査請求される。

また、特許付与の決定の公告日から 6 カ月以内に、異議申立てをすることができる。

発明を特許として権利化するためには、その発明が新規であり、進歩性を有し、産業において利用可能である必要がある。

発明は、それが技術水準の一部でない場合は、新規であるものとみなされる。ルーマニア出願日より前または優先日より前に、出願対象の発明がいずれかの形で公衆に利用可能となっていた場合は、従来技術となる。

発明の開示に関しては、発明者またはその相続者が提出日または優先権を申告して承認された日より 12 カ月以上前に開示していなければ、出願日からまたは優先日から 12 カ月以内の発明の公表の場合は開示とみなされない。（新規性喪失の例外）

発明は、当該技術水準を考慮した上で、その技術に関して熟練した者にとって自明でない場合は、進歩性があるものとみなす。

8.5. 著作権

著作権法により、著作権は、文学、芸術または科学の分野において、原著の知的創造物を、創作方法、具体的な表現の形態、その目的と価値にかかわらず、対象として保護する権利である。

著作権で保護される作品の著者には、経済的および道徳的な権利がある。

文学・芸術的作品を演出・演じる役者、歌手、音楽家、舞踊家などの演者は、自身の演技に対して経済的および道徳的権利を持つ。

音声作品の制作者、映像作品の制作者、テレビ番組の制作者たちは、それぞれの作品に対して経済的な権利を持つ。データベースの製作者にも保有するデータベースに対して経済的な権利がある。

原則的、作品が最初に公開された時の公開者が著作者とみなされる。

著作権法には、著作権や著作権者を規制する条件をまとめた「公正使用」という概念が含まれる。

著者の道徳的権利（著作者人格権）は処分、棄権できないものである。著者の死亡後も、その作品を公表すること、著作物に著作者の氏名を表示すること、作品の同一性を保持すること、著作者の名誉または評判を損なうような変更や歪曲に反対することなどに関して、著作権は永続的に継承される。相続者がいない場合、上記権利の行使は著作者が属していた団体、または複数の団体の場合は団員数の最も多い団体に帰属する。

著作法により著作権通知の使用は必要とされない。というのも、ルーマニアにおける著作所有権をめぐる紛争において、通知は所有権を評価する証拠ではなく単なる申告とみなされており、著作権通知の非表示が所有権の評価に影響することはない。もっとも、著作権通知は、その作品が著作権により保護されていること、著者を特定していること、出版年を表示することを公開しているため重要として考えることもできる。

著作権に関して全国著作物台帳への登録は任意で、証明用のものであり、公的台帳へ登録出願する法的義務はない。著作権は作品の創造に起因し、登録などの手続を必要とせずに著作者の権利と

なる。

著作権法第 5 条によると、2 人以上によって共同で想像された作品は共同著作となる。著作者が識別可能な共著の場合は、それぞれがそれぞれの創造箇所に対する著作者となる。著作権は共同著作者のものであるが、そのうちの一人を主著作者とすることができる。

著作者または著作権所有者は、経済的権利のみ使用权を任命もしくは手放すことができる。経済的権利の譲渡は特定の権利、または特定地域または特定期間に限定できる。なお、著作者の将来の作品に関する経済的権利については、明示されているかどうかにかかわらず譲渡は無効である。

また、著作者人格権は絶対に譲渡不可であるため、いかなる譲渡も無効である。

著作権の保護期間は、著作者の存命中から死後 70 年まで有効。

共著の著作権の保護期間は、共同著作者の最後の著作者の死後 70 年まで有効。

著作権保護期間終了後、未公開の著作を合法的に公開する者は、元の著作者の経済的権利と同等の保護を受ける。その場合の保護期間は、公開時から 25 年となる。

著作権保護期間中における経済的権利と著作者人格権に対する違反は、著作権法違反となる。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。
<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20230054>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部 欧州課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL : 03-3582-5569
E-mail : ORD@jetro.go.jp